



神武後記
土曼

鴨綠江戰況
 九連城占領
 皇后陛下真綿ヲ兵士ニ賜
 亦二軍司令官ノ訓示
 鳳凰城占取
 中二軍上陸 共告示
 大連灣占領
 大島開上而公使更迭
 金州占領
 米人ワイルド事件
 岫巖占領
 旅順占領
 清國媾和使ヲトリテ表
 金鶴憲章草案例
 金州再度ノ戰
 ラトリニカ歸國
 海軍旅順ノ攻撃
 天津赤十字社ノ復ノ未航
 光一軍ノ戰況
 山縣大將歸朝
 海城占領

洋学文庫
 文庫8
 J236
 1



神武後記一



二十五年十月廿四日

山崎有聖大將

十月廿四日

義州山縣大將奈電
廿五日午信大本營志

佐幕大佐の率中支隊人々廿四日午前

水口鎮の上流に控へ鴨緑江を渡り

對岸にあり敵の歩兵百名騎兵五百

六十六騎、砲二門を奪り、砲臺を攻
撃す。午後一時三十分之に、暑取を尚
駿河の左岸梨子園附近に白く前
進中あり。

敵ハ春字軍中にて其死者大約二十名野
砲二門小銃十数挺を奪取せり我兵
死傷あり

山縣陸軍大将

二十五日午前六時四十分頃よりトクサニ(湯山)
附近の敵を攻撃す。曰十時迄に、我軍
大勝利敵の惣数大約二百五十人

大本營

して全く潰散せり

右取敢へり報告す

土屋大佐

大本營 宛

二十五日午前六時
二十六日午前十時大本營宛

鴨緑江右岸戦況

豫定の如く今拂曉より鴨緑江を
渡り午前六時三十分より、遂に
虎山附近の敵を撃退し、前進
し駿河右岸の高地を占領す
虎山附近の敵ハ捕虜士官の言に
依り十八營之に我死傷七十餘名

敵の死傷ハ未詳ニルモ二百餘名
下りさす一又明拂曉より九連城に白
攻撃せんとす九連城の守備兵ハ旅順
の宋慶自ら毅軍の全部を率あり
昨二十四日水口鎮附近より鴨緑江を渡
過せし依為支隊ハ梨子園附近に
出で虎山附近の戦に参りし

鴨緑江右岸虎山附近

第一軍司令官

第二軍の進行

十月廿五日午後七時
廿五分 廣嶋 發

第二軍ハ海上風波あり無事進行

海上上陸ハ今夜着くハ明日日ふらん

第二軍の上陸

十月廿六日午後十時
廿五分 廣嶋 發

我々第二軍の先鋒隊ハ廿九二十四日清

國盛京省南東山府の某地に上陸し

始の後隊ハ昨二十五日軍司令部に

今二十六日都合三日間より上陸

を終り

東崇黨進撃

十月廿六日午後六時
廣嶋 發

今廿六日午後東崇黨二十名アソウ兵站部を
敵の四方を圍み烈しく攻撃す我々守備兵三
十八名を退し之を退し今追撃中あり
右東崇黨の電線を切斷せし為め九連城
の戦報ハ遅引也

九連城ヲ乗取

廿二日午後二時英州祭
廿三日午前大和宮祭

今廿六日陳定の如く未明より九連城
附近の敵を利子園の方向より攻撃せ
しと意外にも戦闘を交へて安東
縣の方位に潰散せり想ふ敵は我の威力に
壓せられ之を退路を慮れせられんとを
怖れしるし一敵は重子穀子軍明子軍
中て宋劉の二氏を統督せしと云其數
詳ふしされ昨二十五日の敵即ちロタイの
兵と合はれ約一萬六千と下らるる一
分捕品は二十四日の佐藤枝隊と昨今の
兩日して大砲三十門を獲り

六六日

又大砲と小銃の彈藥の數も多敷く米
穀の類も亦數りて銃銃と馬糧は十分
聞て天幕布は大小合せて三百許あり
昨日の戦争に我軍の死傷は百三名計
死者は二十名と捕虜の敵の死者は二百餘と
て傷者も其數詳き及捕虜も八十名計
二十六日午後三時半
九連城ヲ於て土屋大佐

鳳凰城及旅順 十月廿七日午前廣島島祭
方面の守備

鳳凰城の守備は九連城に比し嚴重なり
遷し優れり同場は敵兵約二萬ありて之を固
守す大激戦の地地を於て起らるる
旅順方面の守備は金州と多數の戦力を集
居り旅順口は其後度も兵士を運送し
守備せらる

九連城畧取の後報

廿六日午後六時美州

我軍一軍ハ昨廿五日虎山附近の敵を
 撃退し後ち敵軍の側背ヲ追つて中路
 ヲ占せし敵兵頻りに板ノ乘りて砲撃せり
 今廿六日拂曉より豫期のごく強大なる防
 衛工事ヲ施せし九連城を攻撃せし敵兵ハ
 意外にも恐怖して兵器弾藥等を遺棄
 して欠乏道逃せり我軍ハ午前八時九連
 城ヲ入る上人の言ニ依りハ敵の大部分鳳凰
 城方面ヲ退却せりと云目下追撃中ニ
 捕虜の言ニ依りハ大連湾の明字軍十三營
 旅順の教字軍二十四營ロタノコエノコウ

廿六日

附近の兵六營合せて四十三營ニ

二十五二十六兩日并分捕せし大砲三十門

其他戦利品多数ニ

虎山の死傷

二十五日午後美州
廿七日午前美州

今廿五日午前六時半開戦大約三時間して
 岬岸の敵ハ潰走せり我傷者ハ將校四名
 下士卒七十名戦死將校一名兵卒三名ニ
 敵の死傷ハ大約我の死傷十三倍也
 又敵の傷者三名を救ふ

鴨緑江右岸虎山より石坂軍医亦長矣

皇太后陛下の御恩賜

白王后陛下ハ思ふを以て大抵禧滿二十五年内祝
 典の節各地方人民より献上の真綿二十八貫目を
 防寒の爲に皇太后陛下に賜さるる旨御沙汰に
 して以て香川皇太后陛下ハ其旨を西郷陸軍
 大臣の許へ一昨二十五日傳達せられたる由同太夫
 少陸軍大臣へ宛たる書面ハ左の如し
 并啓玉者先般被為行候大婚禧滿二十
 五年御祝典ノ節各地方人民より献上相
 成候真綿二十八貫目(但七箱)戦地
 出張ノ軍人防寒ノ爲ノ皇后陛下
 思召ヲ以テ下賜候旨御沙汰ニ付御廻
 申候条可也取計方之度此段申

香川

進候也

明治二十七年十月廿五日

皇太后陛下御討香川敬三
 陸軍大臣伯島討西郷後道殿

英國宰相ノ護説 倫敦十月廿五日

英国内閣總理大臣ロースベリー伯ハ英蘭シエフ井ト
 府ニ於テシタシ演説中支那カチ一ノ敗北ノ後ニ日本ノ
 要求ニ超過シタル平和ノ条件ヲ申出セシコトヲ確
 ノタリ伯ハ高語ヲ以テ云ク大英國ハ是等ノ条件ヲ
 諸外国ノ熟考ニ附シタリ然レ其内二三ノ國々ハ
 日清而交戰國ノ間ニ仲裁ヲ試ムル時機未タ熟
 セズト思考シタリ

九連城占領詳報 十月廿七日
 十月廿七日 義物榮
 廿八日 于大和宮

二十三日佐原大佐の支隊ハ水口鎮の上流に
 於テ鴨緑江を徒渉シ敵の歩兵三百騎兵

六十を破りて敵首を公軍二十四日夜義州
城外に捨て潛り鴨綠江に架橋し翌二十
五日拂曉より他の師團六軍橋を渡り右
翼前面虎山に拠りて敵と開戦し大迫
旅團長右翼の峻山嶺に登り敵の側面
を瞰射し及んで敵遂に支えを失つて
九連城の方向に敗走せり

此時敵の四縦隊旗を並べて猛進し来り
我正面の山上に登り猛烈の射撃を以て我
兵大に力戦す

立見少將ハ旅團を率ゐて虎山の左翼を
迂回し敵の背後に及び激しく其側面を衝

き大に敵を破りて窮追し鰲河を徒渉し
て敵の幕営を奪ひ大砲十門を分捕り此
夜九連城背後の要地に砲臺を築き又高
師團(師團五)の幕営を此附近に砲臺を
築き(師團五)ハ虎山の東北に宿営せり
此夜敵我陣地に向ひて頻りに大砲を乱射
せり

二十六日午前四時半より三道敵の側面を薄
りし敵ハ拂曉まで逃走せしを以て我
軍直に之を占領し右師團ハ追撃兵を出
せり敵ハ九連城附近の要地に堅固の防禦
工事を行はせり

款ハ大連灣旅順口小站 芦臺等の精
兵ヲ以テ宋慶之ヲ總督ニ死スルハ八營ニシ
我軍死傷將校七名下士以下七十名敵の
死者三百餘名ヲ捕大砲三十四門大小銃
砲彈薬及ヒ天幕無数

野津 中将

大本營 宛

九連城及鳳凰城

十月廿八日
廣鳴 宛

九連城ハ戸數四五十の小村落ニ在リ新ニ築キ
シ堅固ニハ只一箇ありのみ鳳凰城ハ平城一平
地ニ在リ城ノ内ニ九連城ヲ距ル十五里敵の兵數

ハ九連城鳳凰城附近悉皆奪テ約二萬三千五百

ありテ依リ今ハ鳳凰城のニ二萬位ハ居ル也

支那船の捕獲

二十七日午六時仁川 宛
廿八日午六時釜山 宛
同日午十時廣鳴 宛

第二軍ハ二十四日拂曉ニ金州半島ニ上陸ニ始

メテ陸上ニハ一也故障アリ工兵隊ハ直チニ接

橋の架設ヲ着手シ

我々運送船ハ材木及白砲等ヲ搭載セシ支那

船十五六艘ヲ捕獲シ

北航船の検査

上海十月廿八日 宛

去ル十五日當港ヲ抜錨シテ北清ニ向ヒシ諸敵南航
ハ北航漢江ヨリ當地ニ未ダ新募兵五百名ヲ搭
載シ居リシ翌十六日午後山東岬角附近ニテ我軍の
日本軍艦十隻ハ日本艦隊ヨリ航進ヲ停止セリ北航
内の検査ヲ受ケ五百名の兵人ヲ乗セ居ルことヲ察
見タリ北航中或モ彈薬の類ニテ以テ日

本軍機ハ寛大の要置を為し、間もなく解放して航
進を許し、右の高嶺ハ本軍目的の地ニ達し、
報天津より未だせず

第二軍司令官ノ訓示

我軍ハ仁義ヲ以テ勤キ文明ニ由テ戦フモノニ故ニ
我軍ノ敵トスル所ハ敵國ノ軍隊ニシテ其ハ個人ニ
非ス左レハ敵軍ニ非ラハ素ヨリ勇壯ナルヘシト
其降人俘虜傷者ノ如キ我レニ抗敵セザル
ニ對シテハ之ヲ愛撫スヘキコト曩キニ陸軍大臣
ヨリ訓示セラレタルカ如シ況シテ敵國一般ノ人民ニ
對シテハ且取モ地意ヲ体シ我カ妨害ヲ為サル限
リハ之ヲ遇スルニ仁愛ノ心ヲ以テスヘシ杜亳ノ微ト
出テ決シテ掠奪スルコトアルコトラス若シ其服飾
器具ノ類ニ於テ緊急所要ノ場合アラハ相當
ノ代價ヲ以テ之ヲ購買スヘシ到ル処勉メテ人民
ヲ撫テ安シテ安堵セシメ我恩德ニ懐カシムヘ
シ惟フニ我軍人ハ平素是等ノ教旨ヲ受ケ能ク
會得セルコトナレハ素ヨリ不法非儀ノ舉動ナカル
ハシト至モ人夫等ニ至テハ豫メ教養ヲ經タルモノ
ニ非レハ特別ニ注意シテ規律ニ服從セシムルヲ要
ス若シ違犯スルアラハ嚴罰ヲ以テ之ヲ處分シ決
シテ宥赦スヘカラス今ヤ我軍將ニ本國ヲ離レテ

光緒二十七年

敵地ニ赴カントス由テ特ニ訓示ス各團隊長長深ク
此趣意ヲ体シテ部下ヲ戒飭シ我天皇陛下ノ御
仁德ヲシテ益々海外ニ彰明ナラシメ我軍隊ノ
義心ヲ世界ニ發輝スヘシ

明治二十七年十月十五日 第二軍司令官大山巖

平壤ニ於テ押收セシ文書ノ

意訳抜萃ノ内 月日ハ陽曆ニ改

北京將軍ハ左ノ諭達ヲ為セリ

光緒二十七年七月一日ヨリ在中國ノ日本臣民

ハ悉ク米國ノ保護ヲ受クヘキ旨米國公使ヨリ

照會ヤリ因テ滿洲ニ於テモ各口及ヒ各地遊

歷中ノ日本臣民ハ相當ノ保護ヲナシ米國公

使館若シハ領事館ニ護送スヘシ本月二日

出使日本汪大臣ヨリノ電報ニ拠レハ日本政府

ハ其各口ニ於テハ我高民ノ保護ヲ怠ルナキヲ以テ

我國ニ於テモ在留日本高民ノ救護ヲ力ムヘキ旨

申來ル兩國開戦以後互ニ其高民ヲ保護ス
ルハ公法ノ規定スル処因テ務メテ東三省ニ於ケル
日本高民ヲ保護シテ各口ニ送達シ米國公使館
若シハ領事館ニ文付スヘシ

七
或
行

大本營告示

安東縣の分捕品

廿七日午後義物發
廿九日午後大本營迄

安東縣に於て大砲二十門程と銃
彈薬を多数と及ぶ桶米二千石を分
捕せり

廿七日午後二時九連城に於て
土屋 大佐

清國渡航の訓令 十月三十日

日清開戦以來清國支留の邦人ハ純粹
の商業者も亦多し唐侍を蒙るが如く
諸邦國の紀載ハあれど實際ハさる事なく
全く我國と同様支留の保護の手續きを尽
し居りしかれども以後渡航する者或はハ
誤て间谍と認らるるも海軍のききより
第一必查し於て渡航する者あるに因り
之を大成し一時尺合も様子を説諭す

加ふべき事昨日發見視能より各警備隊に
訓令し

十月十四日

陸軍參謀本部 大本營
陸軍省 川上中將

児玉少將

三日午後二時二十分九連城榮

山縣大將より左の報あり

十月二十日立見枝隊ハ鳳凰城に

入る

敵の一部ハ奉天府の一部ハ海城一部

ハ大孤山方面に逃走せり由重を各

統領ハ奉天府方面に退却す

北方人民の意向ハ大に清國兵の暴

掠奪忌め我軍を致受

九連城附近の報に於て敵の死傷

我軍の取集あつてもその三百余今日迄

未集あつても捕兵器概子左の如し

砲 五十五

小銃 千五百

砲彈 二万

小銃彈 二百五十万

其他雜品 数多

鳳凰城畧取別報

十月四日
廣島發

廿九日敵兵鳳凰城を燒きて奉天の方面

失火

東北支見少將の率中隊部隊が三十一日全く

鳳凰城を占領せり

我占領せし敵地の民心を清兵の暴掠

を忌み日本兵の規律印ももて大に敬慕

し運輸微各頼り利便あり

日本政廳を安東縣に設置す

九連城山紅大将
友の電報達

念ふ敵國に進入事情民心を救護す

の必要あり前日未慶を告諭文を掲げ

日本軍の故なく無事の民を害を加ふ

者あり各其堵を安んじ業を励む

へき旨を諭す結果頗る善く乱を避

ケ居るもの漸く帰来し中六日本軍の爲に
用を爲さんと請ふありしに因て更し
本年の租税を免し且軍事と民政との
到底これを別しむるを要する故安東
縣に日本第一軍管民政廳を置き
小村公使録一等書記官を其長官と
命し其訴を聴くこととして之を公
布し

十月三十一日

水雷の捕 土りて度々

我海軍大連湾砲撃の際許多
の水雷を捕せしむの報あり

大島公使帰朝 十月廿六日、仁川發

大島公使の政府への電令に接し井上公使未だ未
着ヤシを拘りて取急令せし。昨金に就き代
九十五也

井上公使着韓 同廿六日、仁川發

特命全權公使井上馨氏の属員高橋修一、仲野
胖一郎、渡辺金次郎、日下部三九郎、その他諸氏と共、昨
日午後四時、船に上りて本島を去る

鳳凰島領詳報 大正三年十月廿六日度

我騎兵の先陣の昨、(十月二日) 鳳凰島、

山嶽の火を放ち進出せり、今我各騎兵大隊ハ

鳳凰嶺を占領し、山嶽二門、白龍三門、其他ハ

銃火幕夥しく、予ハ先頭歩兵大隊ハ

今日立見旅團ハ明日鳳凰嶺に入るハ

十字
恐行

捕虜の言に依りて敵は総崩れとなり兵卒も
八海の方角に奔りて兵と成るを避くを
勉め只大将株のみ未卒ありて盛京に向
道にゆく

十月三十日午前十時 野津師團長

十月六日 廣島

才二軍の上陸地附近の人民ハ當初有難
せし今却て日本に教へて日本の支配に
く兵を如く我軍隊に向て控の便に
をよふ又此程捕獲せし支那船も熱心
運送の勞を執る者有様敵國の者と思ハ
れん

河高
誤

親子河ハ敵隊の敗兵ありし事ハ我軍
の先鋒隊進行せし頃ハ復戦を留め
一ハ故障ありし事也

山縣司令官の告示

我軍の敵ももつて清國の軍隊のみならず
爾農商民ももつてハ其も之も加へし
ありて却て之を控へて其の子を殺さ
へし是れ日軍掲示の告示より見ゆる如
き也今や本司令官は地方の情状を察
し兵力の餘害民人頗る塗炭に苦しむ
茲に非常の仁恵を垂れ我軍の公官
地方に命じて今年の租税を納むる
且民政廳を置き公等館一等居設
理節を以て其長官と為し百姓の
其業を励み乱を避けて流離せし
を於て各其家へ歸せしめ我軍
をまもる故ありて其農商民に
平簡明を尚め決して其農商民

代理
壽太
誤

苦勞を爲してゐる(きん)の農商民能く本司令官の仁意を領し相共に来て其保護を受け

也

日本第一軍司令官

陸軍大將伯爵大山巖

大山司令官の諭告

権嚴ノ課

敵國に於て軍隊必需の物件を徴発するハ
列國公認の權利ありと雖も此權利ハ軍隊ニ屬
す。その爲め一個人の私利(きん)の爲めハ軍隊の
徴發ハ自ら規程のありし。上軍團の戒律を
損ふもの不法掠奪なり。其の爲めハ故に規程
に由りての外ハ何人ノ共謀りテ敵地住民の物件を
押收すルハ嚴に禁ず。亦々若夫ハ軍隊必
需の外に於て一個人單獨に物件を要求する
事あり。其所有者又ハ保管人ノ恨議を以て買
取す。決して強迫を行ふ可らざる。犯す者ハ必討
す。

右軍人軍屬ハ勿論各從軍者人夫ニ至リ迄嚴に
遵守すべし。

明治廿七年十月廿八日

第二軍司令官伯爵大山巖

大坂

第二軍徴發心得

第一條 凡徴發ハ野外要務令ノ規定ニ依りて行ハク
外軍入軍各自單獨の用に供する爲之を行ハス。其の
あり。但自由賣買の依り物件を取持するハ妨がす。其
決して強迫を行ふ可らざる。

第二條 徴發を行ハル軍隊生活上必要の物品宿舎方
役及ハ運輸通信の要具ニ限ル。

特別の必要ニ依り前項の外の物件を徴發セリ時ハ理由
を其司令官に具申すべし。

第三條 現金ヲ徴發スルハ徴發を行ハス。其の
於て不用の物件を賣する爲め之を他の地方に於て購買する
場合又ハ特別の事情ありし依り直に代償を仕拂ふハ非
ハズ。現品徴發ヲ執行するの適否ハ其の決む。場合ニ限
りて現金ヲ徴發スル場合ニ於てハ軍司令官の許可を經
るべき也。

第四條 敵地占領の場合に於て民政の費用ニ充つる爲
め租税を課し。是レ敵地住民の違令ニ依りて行ハス。其の
課するハ此法則ニ依りて限るべき也。

第五條 敵地住民ニ運搬築造ノ路及ハ其他の
勞役を課スルハ妨がす。其の戰闘ニ直接の干渉ある作
業ニ使役するハ可らざる也。

第六條 徴發を行ハス時ハ成るべく其土地の回復を以
て代償を仕拂ふべし。其金額ハ相當に低む。其の從
之を定めて徴發ニ應ずる人民の同意を得るべき也。

官部

出地の通貨欠乏を以て一兩を銀一圓四十銭と換ふの割合を以て日本貨幣として仕拂ふべし

才七条 直子二使銀代償を仕拂ふに能はざる場合は於てハ必正式の徴発証券と交換せしむるべし

徴発証券ハ徴発命令ニ依る官職氏名を明記し捺印し徴発物件の品目数量通貨復元見積りし代償及び年月日を記入し番号を附すべし

才八条 前条徴発証券の謄本を調査し後一括して之を軍司令官に提出すべし

才九条 徴発ニ應じ物件を差出せる義務を欲地住民ニ割付くるに成るべく其貧富の度ニ比例せしむる目的の爲に成るべく其地方に於て收殺事務に従事し欲回官吏を使役せしむる善し

才十条 軍隊必要の爲に徴発を行はんとするに住民逃走して代償若くハ徴発証券の受取人あらざる場合は於てハ假令其物件を收用し後其地の官吏を経て請求せしむるものあり其真偽を調査し上下相當の代償若くハ証券を交付せしむる旨を適宜の場面に掲示すべし

才二軍 告諭

大日本帝國軍本營示

一 我帝國軍意存問罪而事隣交非

以掠殺起見凡民人不抗拒我軍者在三戰之地不用恐懼逃避其各守分安業

一 秋軍嚴禁掠奪秋毫不侵我兵連者隨

廿索究是爲至要

一 諸邑民人由同敵軍若損壞橋梁電線

障塞道路溝渠燒毀軍需兵房一經查出

或被告發從嚴究辦決不寬貸爾等其各

凜遵勿致貽悔

一 凡醫院所在常掛紅色十字章旗爲標

敵兵或受傷或罹病不能出戰者投院請

治合任其便

一 兵勇從軍者拋棄兵械赴營投誠決不

加殺戮以彰慎重而副衆心
右諭知悉

欽命大日本帝國陸軍大帥伯爵討大
為凱功境諭事 照得大帥奉欽
大皇帝簡派督率馬步槍砲大軍前來向
清國擅渝盟破鄰交罪重國屬邦交與南
等民衆無涉是以不抗我軍者加意庇護
各軍遵安堵免恐惟遁逃合行出示曉
諭諸邑民衆等知悉本大帥一視同仁無
敢害不辜倘若兵勇從軍者拋棄兵器
乘營自投亦不誅戮以昭天意好生三德爾
等切勿迷而不悟甘陷法網本大帥叙律

以敬明言出法隨而謂言之不早也凜之慎
之毋違特示

右諭通悉

大島公使の拝謁 十一月八日 廣島

大島公使の陸奥外務大臣に於て十一月
後三時半大本營に於て天機を伺ひ奉り
知所意ありて拝謁仰せらるる

支那仲裁ヲ叙文 十一月六日 倫敦

支那の列國に向て平和回復を為す日清仲
裁ノ勞ヲ執ラシメ又公使叙文出タリ歐羅巴
諸國內閣ハ此律ヲ討議中ニ而シテ大
英國及佛蘭西ハ仲裁ニ協力スル意

アノ一ヲ知ラシメ共他ニ先ニジテ自カラ
之ニ着手スヘキ一ハ拒絶シタリ

九連城の分捕 船口六ツ

九連城の船後収集せし欲辰三百十連を
分捕品ハ合計友の如

大砲 五十五

小銃 千五百

大砲弾 二萬

小銃弾 二百五十萬

大本營砲 山縣軍司令官

材木運送船を捕獲す 廿七隻

先鋒隊を護衛して舟より我軍艦ハ支那
船被の材木を積込みて航し來りし連
直十三を捕獲し船内を檢視しし其材木ハ
定遠漢遠東との燧下ありしを思ふに連日

第一軍の分捕品

九連城より

精米 三百十三石

玄米 七十五石五斗

雜穀 一百七十七石二斗

支那錢 三千三百七十七文

安東縣より

精米 二千石

玄米 五百石

雜穀 千石

黄海の船を破損しし軍艦を修復のため特
に鴨綠江の附近に材木を徴集して滿洲洋に運
送するものありしを於て之を捕獲し其は快事と
云へり

支那錢 八萬八千二十五
鳳凰城より

精米 百石

麦 千石

雜穀 四千四百三十七石

支那錢 一萬貫文

其他以上の各地より食塩無数味曾

杯若干あり

十一月六日 九連城に於て 弘監督

才一軍ニ賜ヒテ勅語

廣島十一月十日午後発

大本營揭示

右の如く勅語あり大本營より才一軍司令官の許し重達せらる

汝等の忠勇あり能く百雜を排し

進み敵を朝鮮國境外に撃退し

遂に敵國に入り要務の地を占領せ候

深望之を嘉尚し時方より深望し向ふ

汝其れ各自愛して將來の成功を期せ

大連灣の占領 奉天院

大本營揭示 十一月十日午後零時十五分発

同日 二時十五分 奉天院

同日 三時五十分 廣島
同日 九時三十分 廣島
才三軍の金州及び大連灣攻撃の総攻撃

八六日又ハ七日の豫定ありし故ニ艦隊ハ第三
遊撃隊及特務隊ヲ陸軍揚陸ノ為
ニ豫ニ餘ヲ採海ニ必要ナル小汽流船ニ上
陸點ヲ引揚付五日早朝長山列島の
錨地を發シ午後三時大連湾外ニ到港
直チニ湾口探海ヲ命ジ北夜一ト先湾外ニ
出翌六日早朝先ツ牙門遊撃隊ヲ湾内ニ進
めし何れの砲臺ガも砲撃スル依テ本隊等
モ三山島の内ニ進み入りしニ砲臺ハ我々團
旗の如きもの建て且大砲も空ニ向き全く
占領セられたるもの如ク即チ小汽流船及
水雷艇を以テ陸地ニ近づキ視察セしニ

愈々我々占領ノ地ニ進みしを確メ本隊ハ
依テ直チニ春謀一名ヲ陸ニ遣セしニ師團
長旅團長及ハ一只是向の爲メ一時本隊
のみならず又金物ヲ帰取りし事ヲ以
破意ハ八只監守兵の残存のものと故ニ詳細
あり本合セを為さるる得たりも取敢
其大勝利を報告せしもの赤石丸を大同
江ニ遣はししことありし詳細ハ無編軍
司令官より報告ありしニ察ス

十一月七日 大連信ニ於テ
伊東聯合艦隊司令長官

鴨緑江岸の大砲 十一月三日
仁川特務員

征伐第一軍司令部ハ十月廿三日義州ニ退
兵ヲ附近の地ニ屯シ後軍の至ヲ俟ツル也
後進の各隊漸次本營ニ廻リ翌廿五日ハ孤期の攻撃
期日あるを以て先づ佐藤大佐を以て第三師団の兵
若干を率の上流水口鎮ニ於て江を渡ラシムル日
去山少佐同鎮ニ在リて渡江の實境を視察す夫レ
漢川少將ニ報告を為スルニ大要ヲ曰ク
伏新大佐ハ江の上流水口鎮ニ在リテ向ふて先
發中隊の中流ニ在リ以テ敵船岸鼓櫓子の北方ニ在
るに對シテ砲撃ヲ渡江を妨過セシムル試みも
我兵屈せん流を執りて進撃す其平河上ニ在リ更ニ
敵のクルツブニ三門を以テ抗撃す其進江に我々
渡ルニ達スルニ至リて我兵銃撃ヲ遂ニ敵の上
流ニ却ル地ニ於て大佐ハ一兵を以テ敵船江の
右岸ニ達スルニ至リて其先發中隊ハ三百の敵
兵の爲メ左側面ニ射撃せられハ直ニ隊を横断シ
取りて進撃し一時中隊を却ルニ十二時頃一時敵之
騎兵五六十騎の出沒スルヲ恐ルシ我兵の砲撃ヲ
受ルルニ至リて悉く退却スルニ至リ
又佐藤大佐ハ午後二時平河を以て大迫少將の
許ニ呈スルニ報告の要ヲ曰ク
我古賀隊ハ前十一時江を渡リ而面ニ平河ニ進
ムルニ敵の歩兵二三百騎兵五六十騎何の西方あり
テ地ニ掘リ大砲を放テ防戦す我兵應戰忽チテ

敵支ふる能ハ江上流ニ退却セリ時々此地を以テ
軍一ニ敵兵ハ我軍ノ陣場ニ江畔に陣の砲臺
を守備セシムルニ云
此敵敵ハ退却して旁を候テ險ヲ攻メ更ニ攻守
勢を更ニするニ拘ル我ハ一兵を以テ敵十五門
大砲ニ門を以テ防禦具の多量を以テ捕り而シテ敵の北
側ハ平余名の多量ニ達シ九連城の旗色更ニ我々
我軍の士氣愈振ル

江岸及九連城の敵兵

我々の軍ハ平河の險ヲ掘リ數十日の功を以テ城壁
を修メ砲臺を築キ平河營司を擁護シ令を一道ニ
傳へ糧食の運搬ニ事の外役志のゆるみありて我々
日軍精々草の藪を以て本營を以テ行且三年ノ信
ヲ難クシ信ヲ以テ僅ニ一日の攻撃の爲メ土崩瓦
解スルニ至リ安州信川に於テ我軍を以テ築キ敗
兵を集メ徐ニ復回を畫セんとセリ我々追撃を以
テ再ハ兵を糧食を捨て去山少佐高懸怖心を判
スルニ能ハズ被復軍需を以テ敵ハ萬物上落定
ル義州素ク其境の小城以テ日軍を以テ支ふ可ラ
者破レ退テ九連城ニ投シテ我々先づ洋船隊ヲ
護送セリ平河の急ヲ救んと大東洋附近ニ上陸
シテ大連湾の臨津軍及平河の敵兵ハ平河渡岸
の役ニ接カズ其地の地ヲ失ハシムルニ至リ其海の

大敗勵海濱より連絡を絶えぬハ進退維谷ノ即チ
九連城ニ入り敗兵を收め西進ス遠クハ

敵の主将及配置

敵の司令官ハ宋慶多ク者テ嘗テ 十連の
兵法ヲ學ビ清軍中ハ名將ヲ以テ稱セリ十連
ハ兵ハ多ク訓練ス受ケルものあり其捷の敗兵
宋の將旗ス足士氣再ハ振ルル云 銘字軍及草を
敵兵ハ兵ハ十八營兵數凡九千佛山ヲ利子園ト云一第
の險ヲ守テ而シテ洛字軍ハ前後左右ハ副の六營ト云
分ハ外ハ水雷巡遊アリ劉璽休ス者總統官トシ之ヲ
統ハ副九營及ハ水雷の四營ト云統帶官あり軍紀
稍整頓セシあり如ハ外ハ九連城ト二十營の守兵ヲ
置キ上流水口鎮ト下流安東鎮ト云の簡ト平ハ
營ヲ如ハ馬孫張吳等ヲ部將トシ江ヲ守ル故メ
宋慶等の此地ニ是ハ去月月中旬ヲ以テ既ニ屯在四
十余日ニ亘リ防禦工事ヲ施ス十分の日あり以テ
水口鎮ト安東鎮ト云の堅固の防禦ヲ有ル九連
城附近ハ直隸堡ヲ築キ要所ニハ獨立堡ヲ設ケ
其九連城ト佛山利子園近傍トの間ニ立ル堡壘ハ
合計四十三箇高サ三四ソトシ壁厚チリテ砲丸
容易ト近ク可ハ外濠又深クテ接近スル能ハ
加之ハ後の地ニハ砲臺ヲ設ケ瞰射以テ敵ヲ廢塞
せんとも我兵の勇敢無双ナルヲ示シ之ヲ拔クこと

頗る困難ナルヲ推測ス

軍橋の架設

鴨綠江ハ朝鮮五大河の一ナリ清師の境ニ至ル
一大河ニ流リ今ハ水甚深ク舟ヲ以テ天ニ至ク到志
徒勞トシ又舟の渡ルべきものなきを以テ兵ヲ進
ルル難ク依テ司令部ハ兵士余一近傍の松林ヲ集
めて小舟ヲ造リ三師團ヲ携ヘ舟ヲ鐵舟ト云ハ
二十四日夜陰ニ乘リ佛山の前面ト軍橋ヲ架設セ
ルト拂渡ニ事ナク成リ

我軍の部署

司令部ハ左の如ク各師團の部署ヲ定メ
桂中將ハ三師團の歩兵若干ヲ率ヒ軍橋ヲ渡リ佛
山ト向ヒ敵の正面ヲ攻撃ス
大迫少將ハ三師團の歩兵若干ヲ率ヒ右翼隊トシテ
軍橋の上流ヲ渡リ佛山の東方ト云の地ニ其軍ハ右隊ハ
山麓隊若干ヲ率ヒ隊トシ
立見少將ハ五師團の歩兵及砲兵若干ヲ率ヒ左翼隊
トシテ
馬山少將ハ歩兵若干ヲ率ヒ右翼隊トシテ下流地
一浦ト云

伏見大佐ハ歩兵若干ヲ率ヒ右翼隊トシテ
水口鎮トシテ我鴨綠江の右岸トあり
尾田少將ハ砲兵隊ヲ以テ新野東方ト云の地ニ散列
ス

右軍隊は席山東方の三山より敵軍を瞰射して桂中物の
の両面攻撃を援け大軍は席山の左方をゆるぎ和子園と
九連塔の間にわたって中間を越え、遂に桂中物の前進を
援け右軍隊は水口橋より漸次迂回して和子園を衝き
桂中物を合围する目的を以て大軍隊は安東橋の敵兵に
備へ尾田少将の隊は、専ら席山を警備し我兵の前進を
容易ならしむ

二十五日の総進撃

夕陽の部署は定りぬれ大迫少将は二十五日午前四時義
州を發して軍務を急ぐ直ち十角山東方の三山より登り
桂中物の陣地に向く軍務を急ぐて敵軍の前面より
突進し、敵の未だ我兵の架橋を知らず突如大兵の
江を渡りて進撃するを視ゆる事ありて連日の準備
支分ぬれは是れ狼狽の色を呈し、直ち防戦し、
此時尾田少将の隊は、我破白砲を連發し榴散弾を
注射して中將の兵を援けしも、我兵死守して敵は
和子園東方の幕営より後、援兵を加へず勢弱にして
容易に去るべし、朝霧硝煙和子は、斥隊は一團の
白雲を代りて爆音轟く、この少少の、壯健使統の足
次は是れを視ゆるて、傷を負ひて席山の東より山中
後より硝煙微く起り、我軍は近づき、是より大迫
少将の右翼隊中へ今や既言山に我軍が放列するに、敵
の側面を瞰射し、この敵の後面に攻撃する更力支するを
能くして將士退却を始むる時恰も七時

九連塔の峰岳席山の急を以て歩騎兵三子館を以て
直撃せしむ此時は、三子館の三子館の左翼隊は、江の左
岸に立ちて、敵のゆるぎを援け、七時迄軍務を急ぐ席山の
左方をゆるぎ、二江を渡り桂中物を援けんとし、端々
九連塔の援兵は、和子園の突角部より射撃は、
砲丸を避けて、兵を展開して之に當り、敵は、他は、
二子館に和戦し、一場の修羅巻を演じ、暫くして敵
兵退き、和子園を保つ少将急撃する隙を以て桂中物
大迫少将は、共十三面より席山を合撃せしむ、敵軍は、潰へ
九連塔に入り、和子園の方面に逃る

立見少将は、是を以て敵を連撃し、和子園の上流二十所を以て
營を以て、大砲十門、天幕二百余張を介捕り、即地地陸を
城日三師團の兵も和子園近傍に陣し、軍司令部は、拂
曉より義州絞軍高を拠りて軍を指揮し、午後
一時迄、五師團司令部とせし江を渡り、席山近傍の
二移り、翌日九連塔攻撃の準備を以て、夜に入して民
家三舎を以て

九連塔の占領

九連塔は、前代に於て防禦堅固なるが、是より大兵を以
て之を陥れ、大兵を援け、是を免れ、兵を軍司令部の後面
より攻撃を向て、桂中物を以て、三師團を率ひ、和子園の
上流河原より、通天橋、むら街を急ぐ、桂の陣地を以て、
中將中物を以て、五師團を率ひ、和子園より、通天橋、
むら街、中三は、この中より、大軍を衝く、此より

聖二十六日午後三時を以て二面攻撃の期と定むる
 此夜敵軍より大砲を射撃せしむるは早夜九族示ハ
 失九連城ニ接シ之を砲撃せしむるの意我軍ももの
 あり満城敵軍の聲あり一十一師隊の兵隊を率て
 城に入敵軍を索めし遂に二重城を破るに於て始めて
 敵の砲陰を棄てて城を奪て逃走ししむるなり
 五師軍の騎兵の全力を挙げ尾撃せしむるに代り得る
 一は兵の逃走に巧みなり今も始めぬ事なり此城の
 の外あり
 午前十時山本大将九連城に入り旧城館を以て軍司令
 とし各師隊司令部も亦次で城に入り旭旗城に
 歸りて茲に大日本帝國の占領地を又す

死傷及戦利品

此戦我軍の死傷概左の如し
 第三師 将校 五名 下士卒 四十名
 第五師 将校 三名 下士卒 二十三名
 而して敵の戦地を遠くし死傷三百余名傷者必十名を
 下らざる一又戦利品ハ左の如し
 大砲 三十四門 (開火器弾薬等)
 小銃 百挺
 天幕 四百余張 (八十人を容るに足る)
 米穀 多量

閑院宮殿下

閑院宮殿下

殿下ハ白皇族ニ立らせりしも第三師軍の傳令騎士
 して軍中ニ立らせり兵士と櫛瓜沐雨の艱難を共に
 戦闘する日ハ彈丸雨程の間に死地ニ入る兵士為し奮勵
 死して國恩に報せしむる期と云

工兵の美談

今や帝國と云も海軍の旧版圖大日本帝國占領地
 ハ大抵くまなく水面ニ浮ゆるなり我軍工兵の
 軍務を如せんしむるやき元特々殊として水中に入ら
 ハは膚の製を穿る能ふなり工兵ハ終戦ニ至りて
 是も其痛を訴へしむる者感せざるなり格特ニ成人
 として一將校あり馬より七歩を奮めしむるなり
 向ふ一兵卒水中ニあり敵兵を討つるに其苦しく手足
 自由なり八劫ニ軍務卒役の運刺せしむるを恐るる此心
 以て備兵を獲るに足る

全州占領の確報

十一月十一日 午前九時

我陸軍ハ大日の朝僅に二時間の戦あり
 全州を乗取り翌七日大連灣ニ迫る
 海軍より二三の砲艇を派ししむるのみを
 各砲艇を陥す

英國軍艦直ち芝罘に赴く

十一月十日午後五時廿五分 軍艦格立ちし 町奉行後特次良

大本營揭示 十一月十日午後二時十分 馬代津弁 同十一月十日午後三十分 廣吉忠

大師團ハ六日金州を奪取シ七日大連灣

を占領セリ金州の敵ハ歩兵一千騎共百

人ありし云

此外大連灣に三千百八十人の敵ありし云

皆旅順口の方角に退却セリ

七日の死傷ハ士官以下十餘人ニ至きは敵

の死傷も多かりし云

八日午前八時金州に於て 大山 大将

教聘大使の帰國

去る十日教聘大使義和宮殿下の神戸に豊嶋丸に乗て帰國の途に就くはしり

休戦の片説 十一月十日町奉行後 号外

日中ハ清外國の仲裁に依り休戦に同意ししことハ 仄夜四ヶ上ニ傳播されしことハ本報採ふことハ ありしは外國よりハ未だ日中ハ時一斯く申込を為 してしことハ云

山東大将の奉答

鴨緑江畔ハ一戦遠く敵兵を鴨洲の野に

擊退し軍を清國の境域に進ん事を得是

偏ニ聖威聖徳の致す所のみ陛下優渥

あり詔旨を垂れ功を我軍に領ち給ふ臣

等不肖何人も敢て之を當る事を得ん唯

益々奮励前進の成効を期すのみ

聖澤の及ぶ所全軍健全伏して頼るゝ為
子宸襟を勞し給ふ事あるべし事々

上月十日 九連城 山縣 大将

第一軍司令官の報告

大本營揭示 十三日釜山發

大孤山より秀巖寺向の如く上人の報に秀巖
城内十八八槍隊軍盛字軍銃字軍殺字軍
等の集令兵九二カあり馬玉崑と佛山の戦に及
傷一現今秀巖寺在りと云

鳳凰城より連山関ニ向け派遣し我々

一部隊ハ途中より敵騎若干を撃退

一連山関より連山関の報あり

十三日午前十時 九連城より
山縣第一軍司令官

大坂

東學黨討滅

大本營揭示 九月二十五日
十五日釜山發

去月十一日八時より十二時近吾州と丹城

知の間より東學黨の大部を我々の
之を撃破し賊ハ三方より散乱して退き

我兵三名負傷賊の死体ハ百八十六

傷者ハ未詳負傷し兵卒ハ只今吾

地より歸り賊の武器數多送り来り

今右兵站司令官發

民政廳組織権限

第一軍管民政廳の組織及権限

- 一 民政廳ハ長官一名書記六名を以て組織シ
一憲兵及巡查若干名を附ス
- 二 民政廳ハ第一軍司令官の指揮を受けテ
公管内支那人の保護を擔任ス
- 三 民政廳ハ軍隊の要請ニ應ジ一人支牛馬ニ依
諸物品の徴發ニ對シ相當の便宜を計ルヘシ
- 四 支那人の犯罪ニ對シテ刑罰處置罪ヲ定ム事
件ハ民政廳官ニ於テ專決シ重罪及軍罪ニ関スル
犯罪事件ノ処分ハ第一軍司令官ニ稟請セヘシ
- 五 軍人軍属の支那人ニ對スル犯罪事件ハ其
所属司令官ニ稟請シテ処分を請フヘシ
- 六 支那人支渉の民事事件ハ總テ民政廳長官
ニ於テ專決セヘシ

佛國郵船事件の落着

十一月十七日
時事新報

佛國郵船「シドニー」号ニ於テは法軍の砲火を以て、
シドニー外二名ヲ對テは拘捕事件ハ佛國政府と議
判あり、同政府ニ於テは我々亦云々云々云々
事ニ為ルニシテ云々

法政府ニ軍事上の補助を乞フヘシ、
中神戸ニ於テ取押ヘラレシ米人ワイルド及カメロンの

米本報

支那人一旦拘捕せられ、
米人ワイルドハ米國コードア
トワロウイテンズ府ニ住シ、
元使使員アルドリッチの紹介を以テ、
公使ニ面會シテ今回セシ取押ヘラレシ、
通辭として法廷を訴フ、
發スル時ハ直ニ令一カ布若クハ一
幣を以テ法廷ニ訴フ、
莫ニ向テ法廷を訴フ、
亦セシトモ果シテ一カ布若クハ一
幣を以テ法廷を訴フ、
法政府ハ向テ法廷を訴フ、
カメロンの支那人共ト法廷を訴フ、
カメロンの支那人共ト法廷を訴フ、
從テ「ブラシ」内亂の際同國の巡視船ニ乗シ、
雷等の監督を以テ、
桑州を以テ同國を訴フ、
白セリ云々

清米人の口述誓言文

東京朝日新聞

① 米人「シヨニ」ワイルドの誓言文

余ハ謹テ茲ニ誠實ニ自由ノ意思ヲ以テ大ノ借
項ヲ措言言フ

一 余ハ英屬ト生れ一十八百六十八年西米利加
合衆國ト歸化セリ年齡ハ五十二歳ニ性ハジヨン
ノドト稱シ住所ハロバアラインド州ブローウイ
テニス
府クワール街百十一番地ナリ職業ハ發明ニ

二 余ハ清國ト渡航セリ目的ハ余ハ戰爭ト因
リカセシ秘密ノ發明ヲ法國ト賣ルルニ為ス

三 余ハ元夫院後宮子ルンタフイーアルド
イツチ
氏ノ紹介ヲ以テ華西頓府ニ於テ清國公使ト面
會シ同公使ト書類ヲ呈シ之ヲ記載スル價格ヲ以テ
前記ノ發明ヲ賣却セシメテ決セリ此時通商ヲ為
スルニモハチヤンフランムーア即英鎮港中ニ於テ
同人之文通セリ

四 余ハ九月最終ノ日曜日ニ以テナラカセツトホテ
ルニ於テ前記莫ト面會セリ又シヨージカメロンハ十
月最初ノ月曜日同下ニ再会リ是ヲ於テ三人同族
會合ス

五 余ハ前記カメロンヲ余ノ助手トシテ前記莫ト
紹介セリ

六 余ハ前記莫ト余ノ家族ノ為ニ金貸九百弗ヲ
借用セリ

七 余ハ清國公使ト向テ余ハ秘密ヲ啓奏スル
時ハ直ニ金一萬弗若ク之ニ同ノ價格ヲ有スル代
幣ヲ仕拂ハルルニシテ清國ニ於テ目的ヲ達セ
ルニ以テ再ハ前記莫ト向テ清國渡航旅費モ
他ノ五千弗借用セシメテ清國ニ於テ同ノ金ニ
シテ給付スルニ得ルナリ

八 シヨージカメロンニ對シテ約東ハ余ハ同ノ向テ
十萬弗ノ百分の五ニシテ同ノ人ニ報謝スルニ余ヲ補
助スルナリ

九 清國ニ於テ消費スル旅費ハ同國政府ハ之ヲ
余ニ給付スルニ信セリ

十 前記カメロン、莫及余ノ三人ハ清國ニ於テノ
目的ヲ以テブローケリスヲ賣セリ

十一 若シ余トテ放免セラレバ余ハ米國ニ歸リ
決シテ清國ト對シテ余ノ發明ヲ賣ラザル

十二 余ハ英鎮港及シヨージカメロント關係スル
嫌疑ノ為メ拘送セラレシムルニ對テ非難セシメテ

十三 余ハ前記莫ト余ハ秘密ノ發明ヲ賣リ以テ
清國政府ト満足ヲ与フルノ結果ヲ示スルニシテ

十四 余ハ拘送セラレテ以テ受ケル恩坊ある待馬
ヲ以テ金一萬弗ニシテ

一千八百九十六年十一月十日神戸ニ於テ
ジヨン、ワイルド

...

...

...

...

...

...

...

(二) ジョーシカメロンの誓言文

余は僅て在り自由中の意思を以て 尤の傍項を誓言す

一 余は暹羅蘭タデーニおきて 互米利加各を帰化ししもの帰化しし年月は 一千八百九十五年十月三十一日迄の年終ハ二十八日也

余の姓名ハジョーシハウ井ニ由ルヤ米國ニ渡来の際 母方の姓カメロンを冒し 姓を以て帰化せしこと申せり

余ハ今回米國を以て参る 前月ハ周間以來ハウ井の姓を称せり 余の住居ハ紐育市ロードウヰー街二百八番地 弁護士ロチス、ウヰキニシス也

二 余ハ本年六月の初旬より十月三十一日迄はホツキス炭硯会社の住居あり 水雷の試験に從事せり

三 伯露西内乱に際し 余ハ同國政府の爆裂物洋性ニクテロイ号ヲ乘艦ニ大砲水雷火薬及の爆裂物の監督を為せり

四 余ハ初ハジョーシハウ井の住居あり 本年三月より六月頃余ハホツキス炭硯会社ニ住居あり 此ハハプロウーデニス府ニ居住せり

五 余ハ今回出帆の際 四日頃ワイルト氏の定に於て初めて 莫氏ヲ紹介せり 此之を掲載するを得たり

六 ワイルト氏の何國の政府ニシテ 發明を賣るとも決定せし約也

七 ジョーシハウ井の余の旅費として 消費しし金額を余ハ并償せし約也

八 莫氏ワイルト氏及の余ハセエゴウウーデニス府を以て 英國ニ向へり 余輩ハ莫氏ワイルト氏ハ同國に於て 發明を賣るべきを得べきもの信せり

九 余及莫氏ワイルト両氏の密約を終らば 帝國軍艦筑波號ニ長黒岡大佐ヲ弔を拘留せらるる當に於て 余ハ大佐及他の將校の待遇に對し 余ハ満足を表す

十 余ハ赦免せられし後 和議の成立を以て 清國ニ赴くハ 又何等の資格を以て 清國の官に就くハ 若し 清國政府を代表する個人ハ 何れも 契約を為さざらん

一千八百九十四年十月十日 神戶 於し

ジョーシ ハウ井
後者の姓名ハ
ジョーシ カメロン

(三) カメロンの感謝状

余ハ茲ニ余の物出中 貴政府より 懇切なる待遇を蒙りし事ニ 感謝せしめ 敬言す

余は又是れ大佐及その他士官水兵諸君に其責務を
尽せし降し最に嚴肅にして而も丁寧懇篤を極め
以て大帝国の面目を辱めざらんことを、貴政府に申告せ
んとす。

貴政府の待品に余として余り今回の戦争に於て貴國を
援助せよとの念を懐きしを深く悔恨せしめ、たゞ
余の茲に何等の方便を以てするも貴國を援助し若く
は之に奉事せざらんことを確言す。

又恭く憶ふに日本皇帝陛下及び皇室は千枚画せ
らるゝ処事として成功せざるを以て益に其國民を文明
及學術の道進み進まされ給へし余の確信せし事
余は目下日本と米國の間で成立する叔姪ある關係の
決りて新統たることを信す。

余は最後に於て更に貴政府に向て附意を表明せ
て美國の遠くも、列國のるも於て當に占むべき首
要の地位を得べきを信する旨を新言を致具
一千八百九十四年十一月十日神戶に於て

シヨージ ハウ井

旧氏名

シヨージ カタロン

日本帝國政府内中

余は本文から井氏の記述を以て諸項に對して是れと同
意を表す殊に日本皇帝陛下が皇座に上り向て
余の成功の盛んを祈り日中に向てそ
致米列國の領土首要の地位を占むべきものなる

を以て我々現に余等と悟りせしめざる如く寧ろ各國
を以て之を悟りせしめざる如く

シジョン ワールド

④ カメロンの別紙言文

余は目下日清戦事あるに於て戦争は一掃し何等の方
法を以ても貴國に援助せよ。又ハ日中と援兵
を及ぼさるる虞ある戦事を止むる政府若くハ其の
代表者十五人又は其の政府若くハ其の代表者十五人
余の聲明を愛却し或は之に何等の契約を結ばざ
らんことを確言し各答を撤きて之を誓ふ

余は又日清戦事あるに於て和議の成立するに何等の
情あるも貴國に助かることを誓言す

余は日清戦事あるに於て貴國に援助せよ
其の目的を以てワイルト氏に同行を約ししを悔中

シヨージ ハウ井
シヨージ カメロン

⑤ ワイルドの別紙言文

余は目下日清戦事あるに於て戦争は一掃し何等の方
法を以ても貴國に援助せよ。又ハ日中と援兵

を及ぶの慮あり、殺さるは法に政府者、ハハ代表者
ト云ふは法に政府者、ハハ代表者ト向て余の発唱
を責却し、或ハ之を何事の契約を結ぶ事ト云ふ
確言一名譽を掛けて之を無効ト

余ハ又日清友國の名義和議の成立を、向ハ何事の事
情あり、法に國に赴く事ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事

余ハ日清友國戦争ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事
ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事ト云ふ事

一千八百九十四年十一月十一日 神戸にて
ニヨージ ワイルド

六 清人莫鎮藩の口供

八月才一水曜幸聖領の発給、紐目帯支支ニロウイ
ニス滞在モ一五〇〇名モ水雷製造モ苦モ此見
セリ、ホテルナラカニセイトモ云カメロンハ後前機機場又
雇ハル居ルモ少キモモ時ハ己ニ罷居ルハ兵士強集
サハ此大して購求セシモ云カメロント云フ事ト云フ事
ブラオンの実として、時連立支那行のトモモ我侯セシ
モ折ハハ別人あり、我公使故互第の甘カフニン
ガールガノ教書の書紙を送付、モモ必要あり、モモ
猶次、手許に我ハモリ三人面会、於て旅費手
差支を支拂ハシモ、書面にて約束、モモ併、モモ
カメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモ

片断

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

モモカメロンモ我侯セシモ非モ、ワイルドモ約束セシモ、若シ支
那ト云テ事成就セシハ、往復の仕任トモモモモモモ

貯蓄金若干を加へて八百兩を持集せしむに憶充高
熱考より自らの貯蓄金を凡七百兩ありしを三ノ岸小
林君三百五十兩を合せしめ一千三百兩ありきは一千
三百兩より上りたり公使の事を知らしむるは紙上
より事おせし計りれども尚懸念ありし余亦かく公使の
の某次官の宛書面にて申知しむることを思ふせし
乘機に於ての集金ハ事成就せし報を予へて成就せし
れりは予の約束に堪ふに付ては送領書ハ詰りしごと
くも洋銀ありてハ倍らさり右様書ハ渡りしを以て
りし

五十兩の美列勘定

華盛頓のロウイジススの費用ハ各數十兩汽車中の飲食を
費三十兩乗港の費用數十兩ワイルド子へは二百八
十兩自らの船賃百八十兩船中の積荷二十兩積荷して
上海の船中舟と引換の爲に五十兩費しし
後母カメロンハ一錢も子へしと云きしワイルドはカメロ
ンへ子へしや否の判せし最初ワイルドは彼を推挙せし時
余ハ引連る費用ありと断りしワイルドは彼ハ自らの
方法ありし自只彼の同伴を許さしと云ふ事是れ
十事成就せし自ら彼等も北南の利益あり合ふべし
ツクハ後天律の副領事も勤めしと云ふ人物として
未だ一面識せしはカメロン兵器製造場の人若
こに代徳あり余はワイルド子へしは五百兩上らる
カメロンハ一錢も給せしと云ふ公使より本中堂宛の

書信中集金六十兩去りて全く醸集済しありし故
十兩ハ取し不持ししより公金上ありしと云ふ
右之通相違なき候 莫鏡藩御印

秀出散占領

十一月廿日 慶喜書
一松嶋山殿

大本營揚子二百兩
太孤山より枝隊ハ秀出散の敵を攻
撃すしむる爲め去る十五日公使の報十八日
午前十時許に攻撃を始め同九時該
地を占領し敵ハ西北方へ向ひ退却
し我枝隊ハ死傷あり大死
五門を奪ふしむ報告あり
十九日午後十一時 山縣 大将

有栖川若宮渡清

有栖川威仁親王殿下ハ今二十日午四時
陛下より御座の上午後復座すは各々
御座より伏伯大尉士官候補生等
視察の爲め御座はあつせらる

第二軍司令部

施粥諭示

大山軍司令官ハ一昨十日左ノ諭示ヲ金州海
近ノ土民ニ應撫セラル

大日本帝國軍本營示

本軍進城以安民為心買物公道分毫私私老有
不法之徒隨時稟究定即嚴辦稍不姑寬須例
城內諸民恐怖竄匿老幼為屈泣寒飢食坐有瀕死
者殊堪可憐現本營在東門內副都統衙門前每日
自下午一點鐘起至六點鐘止一齊放粥以昭普天同愛
之道為此諭示各舖戶居民等知悉爾等安居樂業
俟頌再生之慶焉特示

右諭通卷

明治二十七年十一月初十日
光緒二十七年十月十二日

大日本帝國軍本營示

我軍沿途不設電線實係軍營要具若或膽敢
拆壞或障礙徹夜連擊不止嚴辦犯者該犯所住
里圍屯莊一概廢法決不寬貸豫先諄告戒其各
凜遵勿違切特示

右諭通卷

明治二十七年十一月十二日

中四面諭示の通り昨日午後一時より軍司令部の
下五地即旧副都統衙門の二の二に於て一校の
旗砲を打ち、米及豆の袋を打ち、我軍の
始て金砂煉入るに押収し、官倉を閉きて

大日本

賑恤も倉中不支の穀を三四月に亘り
運来すも、筆末の欠る長き日月を涉るる
土民の諭示を以て大々其の苦の刻限を
夫幼男女の多る、飯のせせす、集るる
者の多る、人方ふ、初日八隊、二日
十枚、全く、終り、中、ハ五百枚、大々、旗を
之、又、大々、我軍の仁意を唱へ居たり

金州行政廳告示

欽命大日本帝國陸軍大帥伯爵大山示
現開政廳金州廳衙門厚施仁政公平聽訟
務法旧制一從習俗以便爾等有眾廳務一均
幸耳飭

大日本帝國一等領事官荒川已次辦理爾等有
眾速來瞻仰不狎不恐須浴德澤為此特示
右諭通卷

金州政廳官制

金州城行政規則

第一條 金州城行政規則を以て、金州城内外及
及城外附近の各村落を以て、管轄區域とす
第二條 金州城政廳の職権ハ、城内外及城外

附近を占領する日本帝國軍隊の文戦権に基き
て、第一、第二軍司令官の戦権内を於て之を
定む

第三條 金州城政廳に知事一名屬員若干
名を置き、知事の官名ハ軍司令部より管内一
校に之を公告す

第四條 行政廳の守衛及巡邏勤務の爲め
兵若干を附屬す

第五條 知事ハ日本軍隊の利益を計り、爲め
管内に向て必要なる行政事務を執行し、重大なる
ものハ軍司令の指揮を請ひ、兵站勤務と交渉する
者ハ兵站官と協議して之を執行す

第六條 知事ハ日本軍隊の利益を計り、爲め
管内の諸國臣民及外國人民に對し、帝國公法の
範圍内を於て刑罰を行ひ、死刑に就く者ハ軍司令
官の許可を経て後之を執行す

第七條 知事ハ日本帝國軍隊を以て占領地内
に於て從て非違不法なからしむる爲め、管内より日
本帝國臣民を公官に陸軍刑法治罪法懲罰令
に依り処分せしむる、事件ハ師團又ハ兵站理事に移轉
して適當の処分を促し、他の事件ハ豫め軍司令官
に經伺し定むる軍律に依り処分す

第八條 知事ハ管内人民の助養及營業を監査
し、其實況を軍司令部に報告し、從て軍師團旅團師司令部及

兵站司令部より行政廳の管内よりある諸國臣民に向て祭
典に關する命令及処分を通知する、其官名を述べ、
第九條 知事ハ、戦後、兵站司令部より行政及司法事
務を補助せしむる爲め、諸國臣民を使し、必用な
場合を於て之に給料及存養を以てするの權を有す
第十條 金州行政廳の經費ハ軍監督官より之を
支辨す

第二軍の戦利品

馬 八十五頭

小銃 六百二十一挺

旗 三十五旗

野戦砲 百二十九門

彈藥 五十三萬八千
八百十四発

大砲彈藥 二千四百六十
八発

馬糧 三千二百俵

敵の捕虜ハ下士十六人 戦死者合二百余人
我軍傷者ハ下士三十一名 馬二匹 行軍不知云

各砲臺の大砲 以上四軍并發

七日占領し、和島嶋の砲臺ハ三個不中、各
二十一センチメートルのクルゾ砲二門、十五センチメートル
の同砲二門、總計十二門、又徐家山の砲臺
ハ一個不中、十五センチメートルの長火砲三門
を据付あり、而して此分ハ悉く弾丸を發放
し、終るハ直ちに之を使用し、悔へし、而して
和島嶋の大砲ハ彈丸を止め、終るものあり、高
城ハ閉塞器をもち、持去り、砲門ハ釘を拵附
し、由るハ適宜の取手を、之を修繕せ
し、此ハ非ハ容易に取外しを得ず、殊に老

新式砲

砲臺の砲臺ハ僅ハ一個不中、佛國ルソー
製造の三十六口径二十四センチメートルの大砲
四門あり、是等ハ歐西一等國の砲臺に於ても
稀なるものあり、而して敵軍は之を使用せ
し、之ハ我兵ハ餘程苦戦し、之を奪へ、又
黄山の砲臺ハ八十五センチメートルのクルゾ砲四
門あり、同地及夫龍砲ハ和島嶋徐家山上、後を
一日即八日の朝を以て我軍に奪はれ、其の氣
敵の遁避の時間ハ稍餘裕あり、是と見、
砲門ハ屬し、要害を、持去り、之を、
各砲臺を合せて二十四門の分捕海岸砲臺
漸次之を取外し、我國に送るに苦み、一門の

代價少くとも二三萬圓を下らざるべし
海防に利用せしむ亦快と云へし

金州城攻畧の様相

十一月廿二日
後述其向

我軍二軍六本月六日を以て金州を攻めしむるに方畧
五八〇一師團ハ去三日秋子高を出發せり五日元一師五
カ前衛ハ乃木大將ハ大長槍ヲ提け紀馬ノ騎リカ
一聯隊ヲ引奉りて其家ノ店ヲ登リ旂旗堂ニ全
州城ヲ距るニ里半ノ刘家店ノ店ノ進み一ノ敵又全州城
ヲ出でて一ノ城ヲ距る一里半ノ堡ノ地ニ堡軍ヲ
築き一ノ門ノ大砲ヲ連リ一ノ砲一(全州城ハ旅順半島
ノ北ニ要路ニ當リ之ヲ守ルニ秋子高ヨリ東ノ道ニ復ル
蓋平海峽牛莊ヨリ東ノ街道ノ二道方ニ)即此時師
團本隊ハ復州街道ヨリ三十里堡附近ノ向て所
進一カ十五聯隊(言ハ兵)ハ大張旗子高ヨリ東ノ全
州街ニ進み又前記ノ乃木一聯隊ハ復州城中間
ノ徑ヲ以て進進ス
斯くて我軍一聯隊ハ刘家店附近ノ堡軍ヲ一ノ砲
ヲ以て一ノ砲一最モ得志ノ夜砲ヲ出射ス抑々我軍一
聯隊ノ前進ノ向て攻撃ヲ試ムルニせしむルハ一
得志ノ砲發として一極大ノ得志ニ至リ戰果中ニ僅
ク得志と稱スルニキ、其ノ時一ノ砲一我軍砲勇烈ニ

其時

軍隊の如く忽ち退却せられたり
念六日即大軍大舉攻撃す其日とも三道の我軍ハ
砲臺を破相率々踏て攻めしむるに方畧
全州城の西ノ砲臺ヲ以て一ノ砲一最モ得志ノ夜砲ヲ出射ス抑々我軍一
聯隊ノ前進ノ向て攻撃ヲ試ムルニせしむルハ一
得志ノ砲發として一極大ノ得志ニ至リ戰果中ニ僅
ク得志と稱スルニキ、其ノ時一ノ砲一我軍砲勇烈ニ
全州城ハ旅順半島ノ北ニ要路ニ當リ之ヲ守ルニ秋子高ヨリ東ノ道ニ復ル
蓋平海峽牛莊ヨリ東ノ街道ノ二道方ニ)即此時師
團本隊ハ復州街道ヨリ三十里堡附近ノ向て所
進一カ十五聯隊(言ハ兵)ハ大張旗子高ヨリ東ノ全
州街ニ進み又前記ノ乃木一聯隊ハ復州城中間
ノ徑ヲ以て進進ス
斯くて我軍一聯隊ハ刘家店附近ノ堡軍ヲ一ノ砲
ヲ以て一ノ砲一最モ得志ノ夜砲ヲ出射ス抑々我軍一
聯隊ノ前進ノ向て攻撃ヲ試ムルニせしむルハ一
得志ノ砲發として一極大ノ得志ニ至リ戰果中ニ僅
ク得志と稱スルニキ、其ノ時一ノ砲一我軍砲勇烈ニ

少佐田村義一氏の死多の如く城壁に攀り上りて帝國萬年五
儀史を記す一と呼ぶもの之を又々城下の歩兵の一日之上
唱和し一齊に多年を唱へて声一呼んで天地に裂れ入りて敵を
終に南門を破り、旗吹の方を指して居りし

我軍の死傷亦一聯隊副官大尉中尉外下士以下十二名
亦十五聯隊下士以下十五名亦三聯隊下士十二人亦兵
亦一大隊卒一人入院後死せし者十二人又傷者の中
入院を要せざる者二人

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

少捕品
小銃 十許り中最多多きは独りのモーゼル英の
エコー 改良六連発銃
大砲 輕き砲合して二百七九門中カトリシク
砲十六門又金陵兵械局より製造せし新造不
あし海岸砲の如きはハッパの最近式最長砲
身の廿一センチメートル十五センチメートルの口径砲十
一して一十餘の左右に連射し得る精密なる兵器を
附し二人餘の發火し得る海防砲大のもの
小銃大砲の彈藥山の如く未だ支分の調を為さぬ
亦無算砲臺寺院城の四門等皆彈藥を積載し
其他未だ彈藥を集めざるは其も夥多しと云

貸出中 總額六千五百餘圓

内浪銀二十個銀若干

二十月九日復讐街に五甲子子て騎兵
亦一大隊秋山少佐の率に隊敵の會し捕
し者之て他の兵士と送棄し去りしもの

糧米 南京米積米五米二千俵あり但
高嶺谷河津より八山あり一物師より一日の食
料百五十石を消費ししを以て二千俵八十三日余
を支へ得べしと云

軍事情報 再度募集

明治三十七年法律第六十五号ニ依り

一軍事情報 五千萬圓ノ募集

此公債利息ハ
一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂に他ノ取扱ハ明治十九年
勅令第六十六号整理公債條例ノ規程ニ准據スベシ

明治三十七年十一月二十二日

大藏大臣 渡島國武

明治三十七年大藏省令第六十九号ニ依り募集スル軍
事情報ノ價格及募集日限等ヲ定ムル旨ノ如シ

一本公債證書ノ價格ハ額面百圓ニ付千圓俵ヲ
全九十五圓トス

一 募集二高セルトスモハ未ハ十二月十日ヨリ同月十五日迄ニ応募價格及住所姓名各ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店へ申込リヘシ
 一 応募額ニ對スル保証券ノ割合ハ証券額面百圓ニ付金拾圓トス
 一 未ハ十二月九日迄ニ各応募者ニ交付スヘキ証券ノ公債証券ノ言ヲ決定シ日本銀行ヨリ通知セシム

一 前項ノ通知ヲ受ケタムル応募者ニシテ最低價格以上申込リ為シタルモノハ日本銀行ヨリ通知スルマテニ之カ美額ヲ拂込ニ假公債証券ノ交付ヲ受クヘシ
 一 応募ノ通知ヲ受ケタルモノハ最低募集高ニ對スル保証券ハ二期拂込ト心得テ二期以下九ノ割合ニ依リテ之ヲ拂込ムヘシ

一期	七年十二月廿五日迄	此拂込金十四	保証券
二期	八年一月十六日迄	同上	
三期	八年二月十三日迄	同上	
四期	八年三月十三日迄	同上	
五期	八年四月十三日迄	此拂込金二十四	
六期	八年五月十六日迄	同金十五圓	
七期	八年六月十六日迄	同金二十四	
八期	八年七月三十日迄		

但各期拂込末日ノ日曜日ニ當ルトキハ之ヲ前日限トス

一 前掲ノ通り拂込期日ヲ定ムル爲ニ応募者ノ都合ニ依リ全額又ハ半額ヲ一時ニ拂込若クハ後期ノ分ニ前期ニ繰上テ拂込ヲ為スルヲ得

大連清の敵兵 十一月廿三日 廣吉彦

大連清招示戸二百一〇号
 存庫の口供及び押收ノ書状ニ依テ調査
 由リ千金好地及大連清子あり敵兵力ハ僅計二千六百餘人ナリトテ内訳ハ左ノ如ク
 戒軍軍正副前後大右六〇名
 同歩哨一哨 三十人
 同騎哨隊一哨 五十人
 同歩哨隊三哨 千五百人
 同砲隊 五百人
 同馬兵一哨 二百五十人
 銘字軍六哨 六百人
 八旗練兵 五百人
 同馬隊 百人
 祖軍歩隊 若干
 同馬隊 若干

金州大連清攻殺ノ実況 十一月廿三日

征伐二軍十後の金物及大連橋を攻取りし
歩兵二等卒半七位其の速く書面を攻取
市町の模様を知らしめ便あはれに揚ぐ
前果に旅順攻取すハ本月三日に以て心得居りては
師志の命令に依り三四日間に引致し四五日紅林を
距り十三里の高気山嶺に林あり一村落を連れ此
町支鋒野兵復して曰く敵兵近く我軍と迫り之と
とるもろく猛烈に破声を為り我軍の部署ハ一
旅隊を前鋒とし一旅隊を中隊とし歩兵一
隊先鋒軍とあり一大隊を面より二大隊大側
隊より前進せし敵兵全軍が林の北面を距り二里
余の山に立寄り我軍の接近せしを視ちや大
砲を銃並に発して恰も雨霰の如く進まんとする山
又山を以て長くは吐方の兵でも取らざるも弾丸を
鳴り硝煙天を漲り一弾の如き山生の列を距り一
余の処まで爆発破裂し和陣の者思ひを續を以て
か、我軍の一声の号令を少く均しく此物、松して展覧
小銃を以て在野山、敵ハ完全な堡壘に如く大砲
を銃を以て俯して我軍を加へ我軍高野大砲を、幸也
さへハ僅に十銃を以て仰ぎ攻む折柄此ハ以て土砂
を飛り硝煙三ノ和して立於流るるも其も其國攻実
に軍旗を合しとて此くして日暮を以て全軍各營を
集り食事をし飯多くとせしと席を以て其裝の傍一板を明

告本四

一、此即敵の表裏を併り前哨の隊に、此れ即
拂脱敵の砲撃を今止し、我軍一旅隊八兵を
三面より一掃撃攻取らざるも、敵兵狼狽を棄
て走り我軍追撃大に之を敗し中にも勇猛な者數人
踏み我軍の手にあはれ生擒せし、午にお七時
敵軍を占領し、一廿五分休息し、再び兵を部署
我軍一旅隊八兵一大隊を先鋒とし、刻々金物城と迫り
中、沃し我軍無敵に、以て大砲を山上に布き、
城壁を射撃す、我一大隊の砲撃を、下り弾丸の
を推し、軒装して城壁を薄し、是も半分の著る
城を八の面録度以て、三十分、大余存、三十分、内
二十分、集りて一周放し、二更余、連をへ、橋上、砲を
是より、方、銃を、列、板、要害の堅固を、他、以、敵、軍、を、
高、我、兵、砲、撃、壁、を、距、り、半、町、斗、り、の、如、く、敵、兵、
筒を、掃、り、去、り、放、射、す、我、兵、力、を、尽、し、城、内、に
入、り、し、も、是、を、以、て、入、り、し、能、く、山、上、の、砲、兵、亦
能く、之、を、破、碎、せ、し、得、り、我、軍、皆、功、を、振、興、せ、し、
也、是、も、人、術、を、以、て、我、兵、兵、彈、雨、の、如、く、往、來、
敵、軍、に、大、砲、火、を、仕、掛、果、然、一、声、遂、に、壁、の、一、隅、を、破、り、
砲、撃、の、声、諸、將、圍、入、し、し、し、し、固、固、の、城、を、一、瞬、に、
奪、取、り、我、兵、の、死、傷、二、百、余、名、味、方、の、傷、者、僅
に、二、十、一、名、本、月、五、日、高、気、嶺、に、初、詣、り、二、日、間、余、を、其、
中、同、様、の、城、内、に、一、日、一、日、我、軍、一、旅、隊、八、兵、一、隊、
全、隊、行、軍、を、以、て、大、連、橋、に、向、い、拂、脱、敵、軍、を、連、り、

之を圍む敵兵約八百餘人及大敵を討て北市を傳へ
し我軍の附近に交備せしめて狼狽敗走を我軍
乃破る上十營列一將校以下 天皇陛下弟氣し三
呼し合く我軍の有力帰せし八年前九時には前方の上
く我海軍破る上日軍艦を捕りし速くを怪み
破敗する試みし依り信号を以て味方の有力帰せ
し我軍の有力帰せし我軍各將校も亦陸上陸し
速く我軍の有力帰せし我軍各將校も亦陸上陸し
捕虜二十名を乃守兵を以て同日午後三時凱歌を
揚げし金物場を引上げし捕虜八名を捕りし
大敵二十七門破る敵百餘名旗幟小旗の如き物積りて
出るし高き地より我軍の如し

旅順口占領

十一月廿四日
芝罘癸

布の府下某公使使に連しし芝罘軍艦ハ
大カ如し

實際を目撃して香港上帰るし
軍艦の確報を依り日本軍ハ激烈に
戦闘の後水曜日(二十日)を以て全く

芝罘

旅順口を占領し

向上海発

前夜一日廿四日三時
十一日

去二十九日以來の續々劇戦の後日
中軍ハ二十一日を以て総軍突貫終り
旅順城を占領し

旅順占領の公文

大布告掲示中二百二日 廿四日十時 旅順河

中二軍ハ廿一日拂曉より旅順の後方

陸西面の諸堡塁を攻撃す敵ハ終

末に遂に頓る頑強の抵抗を為せ

し遂に午前八時半殺寶營練兵

場の西方にあり堡塁を占領し午後

二時旅順に侵入し四時黄金山の砲臺を
占領し午前十時半八里倉以南の堡臺
團を占領せり

二十二日午前八時軍ハ全ク爾餘の海
岸諸砲臺を占領せり我ハ死傷ハ將校
以下二百餘名敵ハ死傷捕虜ハ未詳戦
利品殊シ大口徑の架砲弾薬等甚多
敵の兵力ハ二島を下りたりや

二十日午前八時 大山大将

大本營宛

敵の艦隊ハ旅順攻撃の際終ニ威海衛を
出陣せり我海軍ハ大ニ遠軍ハ力を阻

旅順

旅順を占領せり

廿一日旅順攻撃中敵艦ハ五時前
敵艦ハ八百餘門の大砲を連射し我亦烈
く奮戦し敵艦ハ破れし声は連日
硝煙天ヲ漲り連日我軍ハ是レ
陸軍ハ米人二名佛人二名他は名ハ不明
者あり海軍ハ英獨露佛四ヶ國の軍艦
祝し居り

上海より旅順に電報を打て日軍艦隊ハ威海
衛沖に於て鎮遠を撃ちし捕獲し洋艦
も根拠地を引く軍中引を拒絶し根拠地を
生じし多分根拠地を引く軍中引を拒絶し
日本陸軍ハ三十時間の長き劇戦の後廿日
終ニ旅順口を占領せり

大連湾の告諭

一昨十二日東海軍司令長官ハ特使一名ヲ遣
名を大連湾に於て我軍の父老を召集
大の告諭文ヲ示し我軍の攻勢セリ
大日本帝國海軍示

本隊係在此專備敵船來航車回原國文兵
勇等民衆無涉但夜間船泊往來殊屬危險因此
一到夜分禁各大小船泊出入以一面益嚴防備一面
保護甬等民衆若有任意違者本軍一經查出
立行拏究定不稍姑寬希此特仰各邑人等一體知
悉毋違特示

右諭通卷

明治二十七年十一月十二日

死傷の數

大和島 揚示亦二百五号

十一月廿五日 夜以迄

十八日土城子の戦に於ける我員傷者ハ將校

二名下士卒三十名

即死者ハ將校一名下士卒十一名生死未

詳二名

右員傷將校ハ騎兵第一大隊中隊長淺川

光太郎

敏成(右前傳書) 歩兵第三聯隊附中尉

通鉄劍

三谷仲之助(操退) の二氏中一即死將校

鉄劍

ハ歩兵第三聯隊附中尉仲滿徳治氏也

旅順の敗兵

旅順の敗兵ハ船きて西方海面に道ませ
ちあ少くも其他ハ概死傷捕虜とあり
ありんと云

只今伊東聯合艦隊司令官長久右の電
報到是せり 二十五日度至る矣 中外商業新報

旅順港ハ一昨日を以て全く亦二軍の
落し 聯合艦隊ハ唯旅順港の沖合
在り 援を為せし止

昨日、港口敷設の水雷處分中、
造船所及港内船舶ハ凡テ海軍ニ
引渡シ受テ守ルニ
松渠及諸工場ハ其終任用スルヲ
得ル見込ニ

十月二十四日 伊東聯合機隊司令官

東學堂軍事暴舉

大巾高掲テ戸二百マ号

十月廿四日 漢陽河登

戸一軍ヲ誘米買入ノ為收達セシ入江少佐ノ
一行四十三、載軍部(黃州南約八里)ニ於テ
東學堂約二千ノ力ヲ以テ敵軍ノ今般美州ヲ引揚
ス旨黃州司令官ニ自米少佐ヨリ報告アリ依テ鳳山
叙水ノ守備兵一部ヲ載軍字岳方向ニ派遣シ賊
ヲ鎮壓スルニ事ヲ命ジテ但莫ク東學堂アリヤ

附本報

暴民云々今取調中委細後

同上掲手戸二百三号
要物地方ハ派兵の隊本大尉ヲ先ノ捕共ニ率テ
十七十九の友ハ河東府の南方ニ於テ東學堂ノ物
之ヲ野良ニ我兵軍吏一名捕死セシカモモ他ノ
火傷ハ一賊ハ我兵ノ銃聲ニテ殺戮セラレシモノ併テ
三十人ヲ擄テ去リ

戸二軍諭示

大日本帝國軍本營示

本軍進城以安民為念買物公道分毫
私儲者不法之徒後時常定即嚴辦稍不
寬頃同城内諸民恐怖軍區先帥高居泣寒飢
食坐不眠我者休堪可憫現本營在東門内副統領
衙門前每日自下午一點鐘起至六點鐘止一節旋
路以昭普天同愛之道為此示諭各鋪戶居民人
等知悉爾等安居樂業俟頒再生之慶焉特示

右諭通悉

明治二十七年十一月初十日

光緒三十三年十月十二日

第二軍及海軍ノ勅語

七夜

旅順口の捷報大御下達を以て
伊呂波を以て下り賜りて方極川宮殿下りて
信を以て大御下達を以て及聯合
艦隊司令官に傳へらる

旅順ハ渤海の濱に敵國の頼みて
鎖鑰とすも所今汝等一舉之を拔
朕深くその功勞を嘉賞を漸次
天賞を前途に遠く汝等之れ
各々自愛奮勵せよ

四海軍人

汝等の忠勇を以て百戦の困難を
排斥し大御下達の上陸を全せしめ
遂に大連湾及び旅順口を占領せし
朕深くその功勞を嘉賞を以て漸く

汝等之れ向ふ汝等之れ自愛し前途の
成功を期せよ

同く
皇后陛下より香川皇后宮太夫を以て大御下達
及海軍少佐の島沙汰ありて之れ傳達せらる

我々大御下達を以て旅順口を占領の捷
皇后陛下に聞かされ候へ申儀候傳
將校下士等の忠勇を以て深く申儀
賞の旨申沙汰ありせられし
之れ大御下達を以て傳達ありし

香川皇后宮太夫

大御下達を以て捷報一紙國に上陸を以て
大連湾及旅順口を以て占領の捷

皇太后陛下聞之され候へ申候後様
將校下士共の忠勇ふるく深く申候意
の旨御沙汰せられ候へ
右の趣御隊へ傳達あり候

香川皇后宮太史

連山関占領

十月十九日
風塵掃蕩

立久旅團長の連陽の方面一箇大隊を率
一三〇を以て連山関(距高十五里)に達し
騎兵五百余あり我騎兵を銃撃せしむ彼意せし守
を棄て逃る我兵之を占領し更に史登兵を率
天領に進め敵兵三千餘を捕りてを殺せし旅
團ハ此の獲る得明日又一箇大隊を送りし
摩天の敵ハ前哨を以て本隊ハ連陽獲兵ハ奉天
ニあり奉天の東寶馬(距十里)敵兵千五百あり
十三日我旅團の偵察隊之を獲し其ノ入て引退
けり彼大砲の門を備ふ旅團ハ更に攻撃隊を

出陣

送り候へ面ハ奉天側面ハ此地ハ前哨を以て
我進軍を遮り候

議和清使来り

十月廿七日 神戸

昨日午後一時十分支那招商局汽船

二ノ号独逸船旗を執り神戸港に到着

せり

同日午後八上等客四十二名其中歐洲人十三名

其他ハ悉く清國人ナリ何れも官吏ニ

同号ハ支那政府の雇外人テットリシク氏

天津稅務司

独逸人 桑以居氏ハ即李鴻章の

手書を齎し来り候せり其ノ手書ハ全ク

議和の条件

テットリシク氏ハ當日周布兵庫縣知事を

訪問一祥和の爲め来りしを公言し李
鴻章の伊翁伯より呈したるの手書を示し

知事ハ此手書を伊翁首相の許に送呈

去之の清国人中三名著あつた人物ありたハ

彼の皇族ふんと云ふ事あり中テトリン
ク氏の外清人ハ上陸せり

昨夜テトリンク氏が居る地の某ホテルに常
年二三の英人面會あり

英國公使ダン氏が明日来港せしと云けり
又十一月十八日神戸に飛来云

附本報

テトリンク氏の李鴻章の命を以て平和の
條件を中日政府の同意を問うる事あり
来りし手書あり伊翁伯より伊翁伯宛に
宛てし書面を携へし事あり日清政府
の圖書を携へし事あり外務大臣
の命を以て伊翁伯より伊翁伯宛に書面
の傳達を請ひし事あり面會ありし事あり
日本政府の平和条件を以て伊翁伯に北京
政府の同意ありや否と云ふ事ありテ氏は唯
今更に中日政府より北京政府に奏して勅
許を更に伊翁伯より伊翁伯宛に天津稅務司
の日本子爵に飛來し事の事許を更に伊翁伯

講和云々の事論勅許の限りて取き要せらる
テ氏ハ李伯の命を以テ旅川の勅許を以テ
彼事いふ事あるべき

昨日國書携帶云々の風説を被道せし
右の風説ハ其根之 右ホ九の町事新坂

○テトリノグ氏ハ今夜出帆帰信せし多分
首相ハ面會を拒絶しし事あり

本島將軍の顧問テトリノグ氏ハ會談をお
伊東已代治氏本口神ノ工向てお致せ

右エリホハノ廣也
毎日新報

大布官掲示戸二百七号

皇后陛下より一軍へ賜ふ令旨

大布官掲示

皇后陛下より一軍へ賜ふ令旨
此より傳達あり

我軍一軍毎戦功を奏し遂に敵國を
侵入し要地數箇所を占領せし事

皇后陛下聞き此深く中感愛あり

せられ殊に寒氣に向ひ困難の極中際

捷の成りし事希世の吉事沙汰

あらせられし事

大布官掲示

川上春謀本部長長官

勅令

朕金鷄勳章叙賜條例ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御爵

明治二十七年十一月二十五日

内閣書記大臣伯爵伊藤博文

勅令第九十三号

金鷄勳章叙賜條例

第一条 金鷄勳章ヲ武功技藝手続者ニ叙賜スルハ本條例ノ定ムル所ニ依ル

第二条 将官ノ叙初ハ功三級トシ武功ヲ累スルニ從テ逐次進級セシム

特賜ヲ以テ叙賜スルハモノハ前項ノ限ニアラス

第三条 佐官ノ叙初ハ功四級トシ尉官ノ叙初ハ功五級トス武功ヲ累スルニ從テ逐次進級セシメ佐官ハ功二級尉官ハ功三級ニ至ルヲ得

第四条 准士官下士及兵卒ノ叙初ハ功七級トス武功ヲ累スルニ從テ逐次進級セシメ准士官下士ハ功五級兵卒ハ功六級ニ至ルヲ得

第五条 陸軍見習士官海軍少尉候補生ハ尉官ニ准シテ叙叙ス

第六条 将校相當官及軍属ハ将校若クハ下士ニ准シテ叙賜ス

第七条 戦役間或功著ニ卓越シテ優賞スヘシト論定シタルモノ又ハ重要ノ戦ニ當リ武功技藝手続者ハ功二条乃至功三条ノ叙ノ例ニ依ラス一等上級ニ叙賜ス

大本

凡コトアルハシ

第八条 戦役ノ状況ニ依リ特ニ軍司令官及艦隊司令長官ニ金鷄勳章五級以下ヲ其部下ニ授與スルノ權ヲ假スコトアルハシ

第九条 金鷄勳章叙賜規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

北部の東世子克

大正二年十一月二十八日

十一月廿七日 漢陽河条

先ハ二十四日夜共ニ一軍(馬)ヲ載テ下ルノ城ニ鎮座スルヲ以テ其半ヲ隊鳳山知水ヲ半ヲ隊派送スル令令一何ルモ其ノ以テ之ヲ送セ)

又更ニ海州ノ平山方向ニ城襲来スルノ夜ありニテ

其ノ其何ルモ守備兵ノ列上ニ部隊ヲ派遣セリ

其ノ何ルモ城ヲ得サレテ城ハ東世子克ノ一隊ニ

退カ依テ龍山守備兵の内一十隊ヲ小守兵站綿路ニ

進カ使テ其ノ城ヲ討滅スルノ事ヲ命ジテ

又昨夜ハ川一軍ヲ派長及平塚加多ヲ謀長

ヲ授ケテ歩兵約百名ヲ遣ヘテ其ノ中ヲ裁テ歩兵

ハ今長載車方向ニ出陣スルノ事ニ

漢陽河 福原兵站ニ在

川上泰謀次長宛

南部の東學党

大布告掲示才二百九号

十月廿七の釜山発

河東地方、孤遺の中隊ハ今日釜山へ歸り該地方の東學党ハ全羅道の順天方位へ退散中兵隊兵ハ吾州二百名河東二百名を以て守備せしむ目下暴徒の情態ハ我兵を以て忽直走らざるに至り

釜山今橋兵站司令官

川上春謀次長宛

大布告掲示才二百十二号

十月廿八の仁川発

山嶽多進隊ヲ令々之到達し之夜告左の如し
二十三日清川東路分進隊長の夜賊宋川集台の確夜十時を以て京地より派送の中隊と共々賊を討入し之賊ハ京地軍部地方へ逃去しこの夜十時を以て賊中隊ハ恨憤し事に従つてまゝありて後夜報あり
二十四日我軍在清野中少佐の夜賊ハ西山文義魯坪の各地ありし
又賊隊ハ二カ隊を成り支隊を陽川錦山珠山を経て清川に至り七市部へ陣營の隊ハ西路分進隊と合兵するん之を夜あり
又文義魯坪が依りの夜二十三日文義の賊を捕ら賊

大布告

の根拠地主明樓を衝き賊七名を倒し七名を生捕し賊ハ西南の方位へ退却せし主明樓の賊ハ一万余と云州附近ハ賊二三百集會ハ内支隊兵五千人ありし賊隊ハ二十五日燕城二十一日云州に於て西路分進隊と合兵し隊定あり

仁川伊孫兵站司令官

旅順占領の詳報

十月廿九の廣島發

西軍新報

堀井精武員旅順戦況の要曰初我軍の金州より旅順へ向ふに於て同地へ通るの道一のしるしに於て搜索して他の一はるは都令二道より并ひ進んし百方搜索の末遂に旅順本街その南方より水師營より更し旅順に達し其を奈是しより依り我軍へ去る十七日を以て漸次金州を奈し搜索騎兵及び右翼無敵隊(市

一師ある混成十二旅ある
内より二十四聯隊
隊（混成旅團の内
内より十四聯隊）の南方の道より進み十九日の
夕刻に五ヶ各師營を距る二里許りある村
落に達す二軍司令部は此より出陣す十八日
是より先攻地破り去る上り大連湾に到着す
二日あり上陸す終る直ち旅順軍向ひ進
むる道路險悪のなる漸く二十日の夜土城子
近傍に迄せり二十日司令官大山大將は各隊
部署を定め翌二十一日を以て總攻戦を為す
す決し何れも夜の明けを待たず二十一日未明に
翌日の第一師團は十三聯隊を先鋒として道
を水師營の北より西南へ取り直下（直下）キ島の砲

大連湾

を向て攻撃す始り攻地破り廿日の夜
を冒し各陣地より程千五百メートルの前方より
処に放射を布き十三聯隊の攻戦を同時ニ
發破せり敵の砲臺よりガトリシガ砲を連発
防禦最も力か我兵容るる近付くを得ず
為す我軍の負傷百餘名に及べり左れと
屈せし我兵八は箕子山を陥れ同時混
成旅團の内より二十四聯隊は進出し程千
十の聯隊も進み柘樹山及二ノウ山の砲
臺を攻撃す遂に十六時半に敵の砲臺を
採取し此時軍司令部は更に命令を發
し第一師團を前に進し旅順市街を

占領せしめ又混成旅團之を援けて進み
且歌の直走を防ぎ、午後二時、所
ハ敵の攻勢を、受け止めて、同市街に
混成旅團ハ此夜遅く海岸方面に砲
い方を名する黄金山の砲臺を、我
此日の戦ハ之を以て終り、由上二十
ちして、饅頭山の砲臺を、取り、
旅順ハ悉く我方に帰せり

此役我兵の死傷ハ將校以下二百七十名許
森村少尉即死、友田少佐も傷を、夏後
死せり、その他別役中野、我、豊、寄、佐、志、
松下の各大尉、松浦、高嶋の二中尉、何れも、
死せり

此役

傷せり又即死の兵卒ハ都合十七名、
ありしもの都合二萬五千、戦死
二千名、又我軍の旅順、
二千人、
を以て進み、
て難く、
六十名あり

伊東書記官長會談

神戶

伊東内閣書記官長、昨、我、
志、周、知、事、を、訪、し、上、陸、
州、一、番、館、に、立、り、テ、ト、リ、シ、
即、ち、振、り、九、十、五、分、向、許、
ハ、レ、一、号、十、号、の、同、
知、事、官、邸、の、控、室、に、知、事、
伊、東、内、閣、書記、官、長、ハ、今、

テ氏の共子来りしニキイ氏のハ今在事(終)に在り
テ氏の帰航

伊藤海軍ハテトリシグ氏に便を祈絶する事定り
テ方神元ニ送る事

是より先テトリシグ氏ハ北京政府より呼出の電報に
據り立ち帰航する事決り居り降伊長伯
の回春ヲ振ふる事

北京政府ハ折角はテトリシグ氏を呼出
しハ折角ハ多明する事ハ氏ハ使命を成して
天津を去りしハ二十日ナリて北京政府

府ハ清國の全權使節として到底日本政府
談判する事ありしハ北京政府ハ多分更にして
此の使節を送る事決り居りし云

旅順略取詳況 十一月三十日 續賣新聞

第一軍ハ旅順口攻撃の爲め部署を定る
と凡の如し

軍を分て大右聖の右縦隊と
獨立騎兵大隊一師も歩兵混成旅東京

新大

十三隊隊及び攻城隊古聖縦隊成
て金物ヲ旅順ノ東ニ大衝そ進せし

歩兵十四隊隊騎兵一隊ハ破一中隊兵
一十隊清生隊半部ハ大聖縦隊とあり

獲家也附近を占めて旅順の東北方に
進せし

十七日を以て左右縦隊ハ各旅順口に向て
進軍を以て大聖の騎兵一大隊ハ復察の爲め十

八日午前十時先徐家也に達しし頃兵
数千挺に亘り急襲を命ず激戦斯時攻

兵亦奮敵せし後其の爲め右縦隊の大部
十向て退却せしは後方より前橋の

歩兵一中隊之を以て援師の右の敵に向て突
撃せしむ敵の大元三を圍みて我兵甚苦戦
此に於て浅川騎兵大尉ハ其の騎を以て人馬を以
て敵兵中へ躍り込め敵十名の敵兵を斬倒せ
し中萬歩兵中尉以下十二名戦死し一員傷者亦
廿九名遂に大幕敵せざるを以て止戦の上退
きし敵を山砦の門を以て頻りに之を射撃せし
又臺所の附近に於て前隊の本隊疾風の如
く上を駆け上り力を入りて敵兵を撃破り
敵ハ漸く退却ししを以て騎兵を放て之を追
撃せしむ

二十日諸軍豫期の攻勢に於て連日大山軍司令

官ハ各將校を謀官を本隊の西にせしむるに
し集りて之を以て攻勢を以てし諸軍の部署を
定むるに 第一師團持子山砦高し向ふし
混成旅團ハ二龍山砦高し向ふし
獨立騎兵ハ第一師團の右側を警戒せしむ
大隊隊ハ旅團の右に敵を牽制せしむ
攻城敵ハ水師營の右に陣し第一師團の野砲ハ
之を西にせしむに放列を布きしむるに砲撃せしむ
此日漸く暮れしむるに敵兵は十敵の砲臺を
進軍して三面より我歩兵第一師團の右に砲臺を
圍入りしむるに地師團長ハ急ぎに警備を命じ
令るに高地より敵兵を砲撃せしむるに敵兵を

志士敗走し死傷數十名我兵ハ僅十二名の
負傷者ありのみ

天明攻陣砲隊及戸師團の野砲隊が四ヶ所
川の大河を以て先砲撃し敵が西ヶ所將ハ
赤鳥第三聯隊及二聯隊の一大隊騎兵大隊
山砲大隊工兵一中隊を率ゐて甲橋山砲隊
の西ヶ所現ハ山師團長の後進とせし攻撃
猛烈砲撃大地に震るの橋山砲隊の敵兵ハ之
為ち退却を始せし第三聯隊ハ此ヶ所
突撃し退却を奪取り午前八時を以て全
橋山の三砲隊を占領せし

此ヶ所我野砲兵ハ陣地を進めし松樹山の砲隊を

松樹山

攻取初めし砲隊が今早し松樹山砲隊又臨
長谷川少將の率ゐる混成旅團ハ山砲を以て二
龍山雞冠山の砲隊を攻撃せし敵又支那能
りし右の諸砲隊皆陥落し午を以て悉く旅
順口背後の砲臺を占領せし

同日午後直に海岸砲臺の攻撃を急ぎ赤鳥
第三聯隊を以て黄金山の砲臺に向へし赤鳥
聯隊ハ進て市街に入り敵兵を塵殺して直ち
黄金山の砲臺を突撃し抵抗を以て午後五
時之を奪取り夜に入て混成旅團ハ其東方
赤鳥牧猪樵の砲臺を占領せし敵ハ夜陰に
退りて皆逃走す

廿二日わが一聯隊の兵が青山と向川に既に
敵兵を打ち退け之を占領し西方の砲臺亦も
我軍取らんとすべし

わが二軍の交戦は味一日中旅順口を占領
せり

旅順口の占領と共に港内にありし蒸氣船
二隻帆船二隻没漂船一隻鉄船一隻魚形
水雷三十大砲大小六十餘門を銃撃致

乃木少将の歩兵が一聯隊を率ゐて敗兵を撃
つ方面にあり二十日午前十時村子山の砲臺陥
つや邦軍の附近より逃亡せんとす敵兵を要撃
し撃つて之を撃破し大に之を苦めしむる之を金形

旅順口

街に於て敵の敗兵を難嶺に戦ひ敵を數
百を虜殺せり

海軍の海上より声援を以てし之のみなれ共二十日

敵兵邦軍を越えんとすや旅順沖に五

艘無隊の海上より西海岸の方位を砲撃せり

六敵兵之を打ち苦しめしむ

旅順口に於て我軍は存り於此二十四日我軍は

將校を謀及後軍の國會後更新聞記者九を

六百名を會し軍を造ら所を張り支那兵を傾け

て祝する表も一同忠告して果せんし欲はる者

天皇陛下帝國萬歳を祝す

十八日の小戦

三月十一日
旅順口

得て一敵の兵數ハ步兵二千騎兵二百許ナリて而シ
日本我軍騎兵ハ偵察ヲカキ集水師營近傍ニ至リ
其ノ所ニ至リテ以テ其日軍ハ隊メ伏スニ至キ以テ我軍
隨入シテ一ニ之敵ハ曰敵ハ我軍大兵アリト云テ破走
傳ハ九ハ我軍ニ至リテ我軍ハ一ニ之敵ハ我軍騎兵及
前兵大隊ハ覆没シテ其ノ人々千餘名ノ物アリテ
計畫ノ破固ク其ノ終ニ我軍ニテ其口ニ殺セシメ
前代ノ校傷ナリトナリシハ我軍ノ幸トナリテ之ニ
我軍生隊ハ敵ノ負傷者一名ヲ捕シ流瀆中ニ幸
ナリト云セリト云

金州再度の戦

十月廿一日敵兵大舉シテ金州ニ逼リ舊城ヲ
圍侵せんとして亦我兵ト奮戦破せり

初め金州城陷没の時敵の援兵二千許復街
並り北に金州に去るし我軍は城を圍み
之を守り引込せり

十月十七日我軍は城を圍み向ひ金州の守備精兵
を以テ之を圍み其の押寄年久と云々其様あり
十九日我軍は騎兵ハ復街その善衛店一金州を距
十里) 近傍に於て敵の大旗ヲ旆奈兵トシ樹立
せり我軍ハ之ヲ以テ敵兵ハ我軍高街その真甲右
近傍に於て我軍偵察隊ヲ捕せり其時我軍は
復街海路に依り我軍高街大連傳に之を以て

其時

金州に五里の故に著るる障害を感せし
廿日敵は進みて三十里堡に於て我軍の守備隊
一部隊を以て十三里庵子に於て之を以て
何れかの書もろく我軍ハ金州に引上り

廿一日午前十一時頃敵は進み方子金州に逼り
是時敵の兵數ハ步兵一聯隊許騎兵二百名許ナリ
我軍兵士は守備隊を全くとし能く其を以て金州城
占領の時捕りて大砲及銃銃を以て電信工及
人夫ト武装セリ且大連海路破海の我軍兵士水兵
二百名許を上陸し以て一部の守備を補足し

かくて一部の城外に於て一部の城内に於て以て敵
對し劇しく防戦せり此戦二十三日午後三時
全く敵軍を破りて其時我軍の死傷二十餘名由
即我五名敵の死傷三百名蓋亦一劇戦之戦也
於て是時我軍は二支及人夫皆ハ我軍十三衛
戰軍團ニシテ其あり其あり其あり其あり

二十三日朝乃木少將ハ其兵二千大隊を率て直捷と
して金州に向ひて進めり但先鋒隊ハ二十日我軍以て
奪せし金州城の敗兵或ハ十人五十人又ハ百人千人甚
不定數の残群ト達し各々我軍に於て之を撃破せり我
軍援兵の先鋒隊長栗谷少佐ハ廿二日晚金州に到着
直ちに旅順の軍司令官に於て其情を電報に曰く
金州を敗兵ハ其排いつ進めり其金州本城外の
地峽に於て八定敵二百名を即殺せり其

敵の連戦連敗の後、二百三十八名、金州郊外に於て自決を立て、真向十城十降し、清兵の自決を樹つた。是れ、而も千変を行ひ、今、面を始し、金州は、今、平らぐ。

因、士林、吸、敗、兵、金、州、を、去、り、料、を、或、場、の、物、を、作、り、八、和、海、軍、に、送、り、た、り、ふ、り、は、航、行、を、速、く、進、め、能、く、止、む、る、冬、假、を、索、め、て、金、州、を、占、領、す、ま、り。

清使帰国ノ次序

叶軍新故号外

大布告掲示、二百十四号

十二月一日、庚子年、癸

去、る、二、十、八、日、夕、周、布、兵、庫、和、知、事、ハ、テ、ト、リ、シ、ク、西、舎、に、て、日、使、下、り、齋、に、李、鴻、章、を、中、途、送、り、大、臣、の、書、翰、を、直、接、に、傳、三、一、侍、人、を、め、か、ら、し、め、介、介、を、使、す、れ、ら、し、付、本、官、より、其、趣、を、同、大、臣、に、電、報、し、り、た、乃、ち、在、東、海、内、書、記、官、長、ハ、同、大、臣、の、訓、令、を、帯、び、て、今、夕、若、神、下、り、貴、下、に、通、達、す、り、ま、古、を、中、官、に、傳、へ、ら、れ、り。

一 貴下ハ、清兵の手續を、踏み、る、使節、
に、お、ら、れ、ハ、面、會、を、す、る、に、得、き

清使

二 今、兩國ハ、交戦中ニ、為、事、の、兩、議、

を、要、す、る、事、あり、ハ、清、國、に、於、て、清、兵、の、

手續を、了、す、り、之、を、實、効、を、有、き、資、

格を、備、ふ、る、事、を、以、て、遺、す、る、に、得、き

三 假令、本、子、鴻、章、の、書、翰、を、推、し、り、

之、事、の、清、兵、の、使、節、を、以、て、遺、す、る、為、の、緣、

備、の、一、手、續、を、簡、便、に、す、る、に、於、て、且、清、國、政、府、

の、欽、命、に、基、き、清、國、政、府、を、完、全、に、代、

表、す、る、權、力、を、有、す、る、清、國、官、吏、に、ら、

す、る、に、得、き

以上、の、理由、に、依、り、總、理、大、臣、ハ、貴、下、に、面、會、

を、す、る、に、得、き、又、其、齋、に、李、鴻、章、の、書、

跳て旅吸へといひしり

大連海と旅吸との間を海程僅に三十哩快晴の

日旅吸の沖に於て是迄一カ里の外明く三山巒

を視るを得し。之を以て旅吸の極て東方を絞つ

て徐々に進行し、午後六時頃旅吸の北に於て

峻嶒嶒嶒の中を認め、亦て北に旅吸隊の進んで

は沖に達せし中隊の多量に、独陸地と接近し、進み

友の明らき、殆く峻嶒嶒嶒の攻め、亦て向うの

一を以て旅吸隊の大島島海に於て、此の地を

別れ、旅吸隊は高嶺を旅吸沖へ向て進航し、引續け

平時より、六時半頃まで、エベットの峰に、七時十五分、食事を

し、款く、吾れは、此の地、則ち戦時なり、を以て、午前五時

旅吸沖の、暫く、亦、五時半頃、卓子、船、食事を、

済せし、此の地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を

映して、峻嶒嶒嶒、告げ、我、月、皓、く、甲板、を、照、して、白

昼の如く、峻嶒嶒嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪

事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進

航せし旅吸の陸景は、認められぬ、亦、此の地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映して、峻嶒嶒嶒、告げ、我、月、皓、く、甲板、を、照、して、白、昼の如く、峻嶒嶒嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進、航、せ、し、旅、吸、の、陸、景、は、認、め、ら、れ、ぬ、亦、此、の、地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映、し、て、峻、嶒、嶒、嶒、告、げ、我、月、皓、く、甲、板、を、照、し、て、白、昼、の、如、く、峻、嶒、嶒、嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進、航、せ、し、旅、吸、の、陸、景、は、認、め、ら、れ、ぬ、亦、此、の、地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映、し、て、峻、嶒、嶒、嶒、告、げ、我、月、皓、く、甲、板、を、照、し、て、白、昼、の、如、く、峻、嶒、嶒、嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進、航、せ、し、旅、吸、の、陸、景、は、認、め、ら、れ、ぬ、亦、此、の、地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映、し、て、峻、嶒、嶒、嶒、告、げ、我、月、皓、く、甲、板、を、照、し、て、白、昼、の、如、く、峻、嶒、嶒、嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進、航、せ、し、旅、吸、の、陸、景、は、認、め、ら、れ、ぬ、亦、此、の、地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映、し、て、峻、嶒、嶒、嶒、告、げ、我、月、皓、く、甲、板、を、照、し、て、白、昼、の、如、く、峻、嶒、嶒、嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

時、午、前、の、六、時、半、頃、旅、吸、隊、は、今、亦、全、く、旅、吸、沖、を、進、航、せ、し、旅、吸、の、陸、景、は、認、め、ら、れ、ぬ、亦、此、の、地、亦、今、山、は、東、方、微、紅、を、映、し、て、峻、嶒、嶒、嶒、告、げ、我、月、皓、く、甲、板、を、照、し、て、白、昼、の、如、く、峻、嶒、嶒、嶒、南、殺、和、爪、嶺、崎、崎、を、以、利、那、夕、の、怪、事、起、り、事、

ともして大砲を門に据合せし。中門の二一冊より左右の二門は五冊に曳かれ、距離甚長く凡二万メートル以上なる。砲弾の悉く二百メートル内外の不及、海中に投落せり。また一発の榴弾の前後、蒸気三つで発射の砲弾の危険を最甚の船に敷十向の不及、遂に十音の連射を、恰も鎗矢の如く、千と空鳴りて飛来し、海上に煙霧や水煙万丈、素練の半、空に曳らる。如き觀を呈せ、此時余は河村將軍も其代謀士官も甲板に上り、これに砲臺の砲を猛烈に射りて、以て之をブリックに避け、砲臺の様を撤下し居り、如く此の五発目を、八敵の砲弾到底八千メートル以上以外に達せざるを得ざる。其を知り、大士女了り、而して我艦隊の航路を、小波鳴沖より、頭再び北轉して、航路を西に轉せし。此時侵襲山砲臺より、八敵の砲臺を止め、壘子島の砲臺も亦發砲を初め、我艦隊の距離の益遠くあり、凡二万三千里メートル以上を外に曳り、これに砲弾の空しく海底の鏝介を發射せし。この我艦隊の二一換傷を、予らざるを得たり。

我艦隊は、此の津沖より北轉し、帰航せし時、旅順岬に陥落せし、稀に砲聲を、予らざるを得たり。午後四時、以て我艦隊は、旅順沖を、東に進航し居り、此時旅順口より二艘の汽船、兵卒らり、き者を、後載し、五ヶ所に出るを、予らざるを得たり。我艦隊は、直に信号を以て、旅順の進捕を、旅順に促せし。之を、四時、五時、六時、

旅順

の信号あり、八艦隊より水雷艇を、命を付し、北駛進航せし。此時十艘の水雷艇は、艦隊の右側より、〇艘、左側より、被り、多し居り、命を失はざる。而して、大右両側より、飛鳥の如く、駛航し、雄を、引の二艦は、右水雷艇、保護の力、予らざるを得たり。左方の地角に於て、其の場、舟を、以て、大側より、進み、水雷艇より、旅順に向ひ、是を、發砲し、之を、發射し、後走の、兵八、周章、狼狽、航路を、失し、岸邊の、岩礁に、お上り、て、停泊し、是を、以て、是を、以て、上陸し、逃去し、之を、以て、捕ら、向し、水雷艇、及、此、旅順の、二艦、直に、引返して、隊列に、加り、此時、陸軍も、進告あり、曰く、右方面に、拒の、一舟、は、此、之を、攻、旅順、海軍の、砲臺も、今、明日、中、に、攻、落、す、を、告、る、る、八、艦、隊、の、砲、撃、は、尺、合、は、れ、り、し、定、し、我、軍、の、旅、順、向、向、の、初、ま、は、て、や、右、面、の、防、拒、は、捕、ら、し、て、得、認、せ、り、也、今、や、右、面、向、に、攻、撃、す、一、日、し、て、高、木、の、右、面、防、拒、の、一、部、を、攻、落、せ、り、す、是、も、予、らざるを得たり。此れ、我、軍、の、勇、猛、憚、り、早、晚、陥、落、す、尺、を、也、其、時、於、て、日、既、に、傾、き、冬、の、吹、谷、の、音、は、終、り、甲、板、上、に、來、れ、ハ、旅、順、は、遠、く、暮、雲、霧、の中、に、没、し、て、方、面、を、三、方、に、ま、つ、て、火、銃、の、般、を、揚、て、天、空、を、息、せ、る、を、見、る、是、多、多、旅、順、の、兵、變、の、後、に、焼、床、を、見、る、に、似、たり、冷、馬、三、酌、今、日、の、旅、順、を、夜、に、旅、順、に、没、し、て、吸、き、火、狗、紅、炎、快、槍、に、射、き、し、る、夜、の、九、時、以、り、海、上、遠、く、騒、々、し、く、砲、火、が、上、に、射、揚、

忠侍奔逃狂瀾暴信一被機の命に依り艦隊を列を
解き各自速力をこめてのりて向りて風は愈
猛烈となり浪は冬激流一船棹十溺るも声は狂如甲
板を洗ひ船内も激浪に蓋如破鏡を奪ふ卓上の
器も破砕一各所の戸障はかきとろり水兵の証も
靴音騒々しく寝息の音人の将士掃うるも人をも
突し此夜の暴風は前より倍信の猛烈を加へり
廿二日の午お十一時頃漸く大連湾に帰航もは暴風
无気候ハ候十冷却一華氏二十一度別氷点以下十一度十
下れりキ甲板の破門も如きハ天沫凍り氷柱を連ね
ブリッヂもハ若十相筒破り漏れり水袋十至りさう
悉く凍合一長三尺程の大氷柱を代りて置れりは
匠の中は徹骨鋭るも一級兵を傷るも亦も番兵
や突工受るの外あり

廿二日の夜ハ瓜全くと海上に穏とありしハ偵察のため
旅順に進航せんと前夜より出航の準備をせり
明けハ廿三日本隊の出航も前夜奔隊として一
連撃隊を吉野より秋津津浪速の四艦未明
旅順に向き進航す次ハ午お四時布隊及び三連撃隊
も抜錨旅順に向ち而して三連撃隊ハ今高の港に
留り又布隊連撃隊腹瓜の目も帰航せり旅順沖に於
ては山島に碇泊一瓜浪を避け居り
諸艦次を以て陸地へ近寄り形勢を伺ひて早に我軍は
海岸の破るハ悉く陥落し旅順ハ全く我軍の手に歸り

片本

くく信号せし之をすくや諸艦の將士悉く甲板に立ち
一回拍手我軍の再勝を祝し

東世子黨勅諭

大布告掲示才二百十三号

十一月二十九日魚隠河奈

黄州より載寧地方へ派遣せし半ハ隊ハ去三十七
日地附近にて賊を撃破し十五名を斃れ一五名を
生捕り数多の武器弾薬を捕載寧を占領
も賊ハ約六百ありて四方に散れし我兵死傷
あり廿八日更に安岳方位より向んこも
金州より派遣せし守備兵ハ平山附近より入りて
專海州より来る賊を警戒せし今日迄ハ無事
ありを以て一先引揚し告板告あり

福原兵站官

大布告掲示才二百十五号

十二月二日仁川奈

東世子黨討伐意援のため仁川より派遣し
中隊ハ十二月一日午前七時平山附近の貢湖に上陸
直に洪州に向き進みし丹山縣の官吏并に士民も
間諜する左の状況を報告す

十二月二十八二十九の夜東世子黨教義人公州を
襲撃す我軍及朝鮮兵大約千余人の之を

取手退、敵子又る聚、七巨野、李業及及の、本、董子の二人を殺し、而して目下、北方面の賊ハ渡、敵、丹山、公州、及、洪、妙、ハ、賊の集合、隊、道、路、亦、是、モ、文、障、あ、ま、あ、り、目下、賊ハ、京、城、上、下、の、景況、更、ナ、リ、

伊東兵站司令官 癸

大本營掲示 二百十六号

十二月三日 仁川 癸

十一月廿七日、在、公、州、去、尾、大、尉、の、畢、元、報、告、に、依、り、ハ、西、路、を、進、隊、ハ、廿一日、公、州、に、達、し、其、東、南、に、在、り、敵、万、の、賊、徒、と、交、戦、し、之、を、撃、退、し、翌、廿二日、未、明、に、彼、再、び、攻、撃、し、本、營、我、兵、之、を、撃、つ、午、後、一、時、以、上、之、を、撃、拂、ひ、賊、二、名、を、捕、一、門、に、銃、彈、薬、二、千、餘、を、捕、り、同、日、に、没、し、る、賊、徒、ハ、敦、天、定、山、の、方、に、退、却、せ、り、而、つ、て、此、中、に、六、支、那、兵、凡、四、十、名、許、あ、り、又、大、隊、部、に、廿七、日、公、州、に、達、し、へ、り、豫、定、を、以、て、其、到、意、を、待、つ、指、揮、に、依、り、更、に、攻、撃、を、始、め、し、也、仁、川、に、在、る、中、隊、の、報、道、と、右、の、報、告、と、を、以、て、察、し、ハ、賊、ハ、漸、次、全、羅、道、に、退、却、せ、り、もの、や、

仁川 伊東兵站司令官 癸

大本營掲示 二百十七号

癸 本 營

去、三十日、午、後、三、時、平、山、の、北、一、里、許、の、処、に、於、て、大、住、技、師、二、事、中、東、學、堂、三、百、名、の、敵、來、し、馬、の、金、四、千、餘、不、持、の、物、品、悉、く、掠、奪、せ、り、也、翌、日、午、十二、時、同、技、師、の、一、行、ハ、黃、州、に、來、る、の、守、備、兵、八、名、を、今、午、平、山、に、籠、れ、る、賊、徒、を、攻、撃、し、遂、に、十二、名、を、斬、殺、し、火、器、刀、剣、夥、多、を、分、捕、し、又、夫、一、名、負、傷、あ、り、也、上、旨、京、城、に、於、て、土、屋、中、尉、に、報、告、せ、り、也、

第一軍の動靜

大本營掲示 二百十八号

十二月三日 午、後、九、時、十五、分、平、東、報、告

同、四日、午、前、七、時、大、本、營、に、

連、山、関、の、方、向、に、賊、遣、せ、り、復、察、隊、ハ、十、月、十、五、日、摩、天、山、嶺、に、於、て、敵、の、戦、を、交、へ、即、ち、一、名、負、傷、三、名、あ、り、其、後、復、察、隊、ハ、増、加、兵、を、得、て、分、水、嶺、及、び、草、河、口、に、進、出、せ、り、也、又、敵、の、攻、撃、を、受、け、草、河、口、の、面、に、敵、兵、多、く、進、出、し、我、兵、死、傷、四、十、名、に、及、び、又、寬、甸、嶺、及、び、寶、馬、聚、の、方、向、復、察、隊、の、為、に、以、て、歩、兵、中、隊、ハ、十、月、二十日、大、西、海、(駿、陽、邊、門、の、南、南、約、七、里) に、於、て、多、數、の、敵、を、捕、り、其、長、却、の、際、跡、踪、不、明、の、もの、若、干、名、あ、り、也、以、て、目下、搜、索、中、に、

既ニ報告セシメ、實効如奏馬聚附近の敵を撃ち
拂ふの手段を取り、て安行に於てハ未、詳細の報
告を待たし、且も立見西嶋の平中諸隊ハ途中
著しき、敵の抵抗を受付て、目的点に達し、
而して立見少將ハ敵の一分割家堡(草河口の東、約三
里余)に於て偵知し、三月三日之を攻取せし、敵ハ
死者七五名を獲、本溪湖(連山関の西方約八里
余)の方向に退却し、我員傷六名あり、内二名死す
敵の銃器、彈藥等のを捕あり、立見及び西嶋の諸隊
ハ目下帰途に執り、右報告す。

三月三日、安東州、山縣大將

旅順占領後處分

大布告掲示、二百十九号

三月四日、午後七時、本溪湖、同發

同日、午後五時、五十二分、大布告掲示

旅順口の整地、板て、諸子、是より、以て、軍司令
部ハ本月一日、旅順を占領し、同日、柳樹屯、を以て、
同二、金州に赴くとも、依て、今、整地の板、況、を、
執道、故、

大布告

旅順の海面に備ふる大口徑の火砲ハ五十七門あり、
此等の火砲ハ是を、旅順の守備に充てんとす、
旅順の陸に備ふる小口徑の火砲ハ百六十三門
あり、其他ハ銃及彈藥等の積、を、領、す、可、し、も、
其數甚多し、右火砲及彈藥等ハ軍砲兵部長、并
攻城廠長、に、命、じ、て、得、し、得、し、を、整、理、せ、し、め、つ、
あり、此、れ、を、保存、修、理、せ、し、め、し、事、門、の、人、に、那、れ、ハ、充、
分、に、是、を、為、し、能、は、し、故、に、此、事、を、擔任、せ、し、る、必要、を、
人員、材料、を、送、付、せ、し、る、の、準備、あり、し、し、本、細、近、
日、校、示、砲、兵、少、佐、ハ、大、布、告、に、美、意、遣、し、吳、申、せ、し、し、
金州及旅順の行政廳を、是より、撤去、し、高等、武、官、
各一名を、是より、軍司令官の、令、下、に、充、て、行政、を、執、
行、せ、し、し、

此占領地境を、奥水三十里、堡、に、通、す、る、線、に、依、り、て、
東西の二、營、を、備、置、せ、し、し、分、つ、

將士、高、及、並、崗、店、に、郡、長、を、是、より、兵、站、司、令、官、に、
て、之、を、充、任、せ、し、し、し、

旅順の軍港ハ、聯合、機、隊、に、引、渡、し、し、し、旅、順、に、奥、
水、三十、里、堡、に、通、す、る、線、を、以、て、再、に、五、里、地、境、内、に、於、て、八、古、
川、兵、站、官、を、收、議、し、し、五、里、内、の、安、寧、秩、序、を、維持、せ、し、し、

是、より、余、り、破、隊、及、し、軍、港、の、警、備、に、充、て、海、陸、兩、軍、
交、渉、の、件、に、就、き、て、八、三、浦、海、軍、大、佐、に、收、議、し、し、し、
を、命、せ、し、し、

電、報、ハ、旅、順、に、金、州、金、州、李、家、屯、及、金、州、將、士、高、岡、

外、椅子山砲臺に數十門の大砲あり、其處に
積夜の調査を了らざりし云

旅順に於ける我將校の

死傷者

步兵中尉(豫備)	藤松平三(死)
少尉	平野永次(同)
大尉	別後良顯(中傷)
大尉	松下綱業(重傷)
騎兵大尉	淺川敏清(中傷)
步兵大尉	中野能介(微傷)
大尉	豊崎 信(同)
大尉	信土原祐吉(同)
中尉	松浦 清(同)
中尉	高嶋友武(同)
中尉	平間八郎(同)
少尉	早川新太郎(同)
以上第一師團附將校	花岡 正貞
歩兵少佐	重傷入院後死亡
大尉	沼田高庸(微傷)
以上混成旅團附將校	

敵の死傷

大市官掲示中二百廿四号

旅順及金州に於ける敵兵の死傷及捕虜

十一月廿一日乃至廿三日迄旅順口及金州に於ける我攻撃
に抵抗し、敵兵の死傷頗る夥多にして、頃自迄精査を
遂ぐるもの既、左の數に上り、此他遠隔の地、敵兵の
或は逃走し、此計算に漏れざるを於十五二百名とあり、
と云

十一月廿一日及廿二日旅順の戦に即死せし者約千名
捕虜六十三名、又傷者八百八名、野戰病院に於て治療
中

十一月廿七日、金州の戦に即死將校七名、下士三十二名
兵卒四百六十四名、計五百三十二名

十一月廿二日、同廿四日迄金州に於ける旅順敗兵の
死傷捕虜

即死二百八十名、以上八金州捕虜附近にあり、敵兵
の屍佈して、我兵の埋葬せしもの、此外海岸若
くは海中に走り入り射殺され、或は數を計算
聯隊長の言に拠り、合計千五百名を下り、

捕虜約三百名、内四十一名、負傷者あり、金州
市内の病院に於て治療中
死傷捕虜總計二千百四十六名

天津赤十字社員旅順
来航の始末

大正四年十一月二十九日

天津赤十字社員旅順来航の始末

旅順陥落後十一月廿八日の朝清國の南松(國南等)一隻支那の國旗赤十字社の旗及び白旗を掲げ飄然旅順港口に向ふ來り乃我軍艦より人を派して其船を監視せしむれハ中十五名の西洋人あり之を来船を問は答へて曰自分等は新に天津に設けし赤十字社の社員に今度の戦争より傷つた支那人を受け取り天津まで来て治療せん為なり本水より各所属國領事の證明書及び本汽船より彼等の船に對する許合書を以て預志を許せしむれども請へり是に於て艦隊より此證明書を才三軍司令部へ通知し其由を告げしれ軍司令官ハ左の如き回答をよへり

余ハ貴下等が我々戰國の傷者を支戰國の一地に運ぶに欲する慈善博愛心に感ずるはれども故の傷者ハ修虜と同じ故を以て余の喋るに俟たざるも故に之を支戰國の一地に

赤十字

運ぶことハ假令中立國の媒介を以てするも残念なるに拒絶せざるを得ざる儀に右に又我軍に於てハ總て傷者ハ彼我の別なく治療を施すを法とも現に清國の傷者皆我野戰病院にて治療を施してあり故に此點に就ては更に掛念を要せざる儀に兼知せらるべし
貴下等の來る所の國南等は十一月三十日午後六時迄に旅順半島近海を離れしむるを艦隊司令長官より通牒せし貴下等之を諒せし

大正四年十一月三十日

大日本帝國軍司令官

西洋人等ハ此回答ヲ得テ然ラハ己ニ付テ是ノ幸ナ
此處ヲ傷テテ給ヘテ是ノ利ヲ本心ニ事ナシテ個々
早一軍司令官の命ニテ時刻ヲ守テ天津ヲ向テ去
ル此國南の天津ヲ突クハ上月廿七日の朝ニ
云

金河家子捕獲

大布管掲示才二百廿五号

出月土午五時四十分 本東和参

同日午五時四十分 大布管掲示

是又支隊ト同行セテ大迫冬謀テ左ノ報告
あり

今十日午五時九分 雪裡店の北約三里
十五分 金家河子ヲ打テ敵ト遭遇一
二回の突進^母を以テ敵を西勢一敵ハ全
く潰散一其大部ハ草河子向テ退却
セテ吾兵五時迄追追撃中ツウエニホウ

大布管掲示

を占領セリ

本日ノ戦先例ト云ヘキもの

捕虜の言ニ依ルハ敵ハ歩騎合せて三四
千俣將軍ニテ率わケテ磨天山嶺の兵ハ
加ハラセテあり如彼我の死傷未ク詳ナ
キも我死傷三十人敵の死骸約百餘人
捕虜十人計り分捕銃五十挺許旗
二旗あり敵ハ速射砲二門ヲ不持セシ
如シ我士氣ハ甚盛ニ

才一軍の戦報ヲ載シ 十二月十三日 本東和参

才一軍の大迫冬謀ヲ大布管掲示連一ツウエニホウト
前号ヲ掲載セシ 該戦報中ツウエニホウトありハ通遠
鋪あり此通遠鋪ト云ヘルハ人家三十戸許の一駅站ハ
て鳳凰堡の北九十三里あり金家河子ハ通遠鋪の南
四里程あり戸数三十許一村ヲ成ルモ鳳凰堡ト遠

陽輝奉天府を以て道傍へ又依將軍(偉北軍と
せし誤植)依支唐阿の軍ありて依支唐阿へ黒
竜江の鎮守將軍をして九連塔の役も鴨緑江岸を
防守し居り秋兵の爲に撃退されし一隊之と又同我
賊中二回の突入も以て敵を兩断し遂に潰散せしめし
し如し所謂中央突貫の術ありしものありて兵學上已之
を詳し戦史中又散見せしむ非ざるも此の要きも一様
大膽なる行節ありて時と敵兵あり掩蔽なきもの惟ふ
せも然し秋兵の勇敢なる能く學理を意用して奇功
を奏す戦史中永く先例ありしと云故戦報中本日
の戦へ先例ありしと云ふべきものありし即ち是れ也

慶尚道西南部暴徒

撃攘の報告

大木十管掲示戸二百二十三戸

河東府附近の赤字党撃退の爲に表田中尉と三
中隊の二個十隊を率て少尉十戸で中隊の一個十隊を
引率せしめ十月二十二日釜山港を發し同日馬山浦より
二区隊とあり二道より河東府に向ひ前進せし

益坂少尉の十隊ハニナセリ河東府近海に進み赤徒約七百
人を廣坪洞に攻撃せし賊は退走して蟻湖江を渡り

赤徒

舟の邊へ彼岸に船ありて是れ於邑内海軍曹の水中に
飛入り遊泳してはを彼岸の舟を奪て岸に因て全
十隊逐次江を渡り走賊を追蹙せし度はのち何れ
後水もを以て賊ハ已に遠く退走して踪跡を失し賊の
遺棄せし武裝糧食若干を奪取せし

此日遠田中尉河東府に達し益坂少尉の部隊とれ合
同に前進せし

二十日赤徒約七百餘人居取し居るの板を得て二隊を
派遣して搜索せしむ賊ハ已に我兵の前進を知り少数の
人員を留め大部は退却中し仍て主なきに退却せし
遂に賊ハ悉く大右の山頂を越へ退走す此日又彼の武裝
若干を收む

城方面の賊ハ已に退走せしも尚河東の附近に十數千百の
暴徒集會するの板を得更に此告を報破す爲に一昨

日民陽に進す
十月二日右兩部隊の指揮を執りおよむ中隊長冷
本安氏をして釜山を發し昆陽郡に召しむ同大尉ハ四日
昆陽に進す

十月七日冷本大尉ハ二個十隊を率め安心洞の東方釜
敷山に進み赤徒約四百名の集會を破り十隊を
派遣し一十隊を山南より前進せし赤徒撃退し之を破り
賊の死傷六生擒廿七武裝若干を收む後十士民の言に
依り八賊の殺傷七十許山に向ひ集會ありしと云同日丹桂嶺
地方に群集する赤徒昆陽を襲へんとすの状を偵知し

兵站兼破泊場司令官 今橋少佐

大本營
兵站総監 川上操六殿

自て朝鮮官吏の手にて処分し、暴徒八九の五之討捕使太郎春判官池錫永より通報の字(訳文)

一 晋州旧海倉に於て捕提せし東徒二十一名中魁首林碩俊ハ八日ニ集首一餘の二十名ハ嚴刑の上十二名ハ放ち八名ハ嚴囚也

一 日武陽全教魚山の戦に於て捕提せし東徒二十一名中魁首崔学元ハ十三日ニ斃殺し餘方二十名ハ嚴刑の上釈放也

一 晋州に於て捕提せし東徒五十八名中魁首全富圭ハ十三日ニ集首一聖堂家全卷順ハ同日斃殺し餘方五十二名ハ嚴刑の上二十七名ハ囚二十九名ハ放つ

一 河東湯鹿時捕提の際斃殺十一名同時生擒の十七名ハ嚴刑の上釈放也

一 日本兵より捕提せし三十四名の隊長金在信ハ辱殺放ちハハ尚東徒ハ入り縛り又全連得ハ東徒金州に入つ時前導をせし中申張鬼(組長の意)金性大と共十名(韓曆)二十四日河東舟橋場に於て斃殺也

十一月一日
今橋少佐
才二軍の報告

啓式

大本營掲示才二百二十六号

十一月十一日午後零時一分 漢陰洞奈

普蘭店に於る隠岐中佐の報告に曰信をへき

土人の言に依りハ十一月二十日金州を攻撃せし

敵ハ六千ヤリて宋慶之を指揮せり宋慶ハ四十

里堡に於る旅順の敗將クワウキヨウ、ジヨ

(黄仕林 姜桂題) 子會せり其後宋慶ハ残兵

四五千を率おし山海関に赴くと声言り北方

に去りし其宴目下蓋平に在りて兵一萬餘人

を有きと

復州に向て差遣せし復察技隊ハ十一月五日

の夜復州に入れり同地ハ敵不

十一月十日午後九時 大山大將

旅順及金州の敵の死傷及捕虜力

大本營指示第百二十八号

十一月廿四日付 漢陽河祭

敵の死傷ハ旅順口方面約二千五百名金州方面及金州ハ旅順より同十於て約二千

總計 四千五百名の概算ニ

又目下我病院に於て治療中の敵の傷者ハ約 四千人餘ニ

(四千ハ蓋し四十の誤アリ)

又捕虜力ハ目下三百五十五名ありて取調中 其中押送の又ハ約二百人とも

九日午後九時 井上冬謀

支那の近情 軍新報号外

大本營指示第百二十七号

十一月十三日午後三時付 度嶋祭

支那東部の通信

鴨緑江及奉天地方の支那敗兵ハ若ト因て以て道 走の道を求ム海口より牛莊までの旅順口依川ハ日中兵ハ 此地を去リ甚遠かゝる処ナリト一隊の感觸甚ク 外國人ハハ破艦ヘリル及ハフアイアブランド号ニ被 撃以テ今又怒る支那兵の退軍ニ臨テ捕奪するもの

大坂

備へんと準備中ニ數日前よりエニ号サイキロロハ二千 五百の兵を陸上セリハヤキ行先ハキ判也セモ エニニ一ノハ太沽港外上泊して本艦車及盛道三尾を 待受居り二人ハ終ニ該艦ヲ逃去すト云ハ

ハニツケンハ山海関より歸りて彼ハ山海関まで砲臺 を精細に検査セリ也ハ山海関ハ其糧食銃砲と 共ニ日本の軍を犯さるんと何と云ハハニツケンハ 該砲臺ハ日中兵を防禦せしむる日本兵ハ其 易ニ上陸し得ト云ハ

本艦車ハ將士保定ト是陽一刈坤一十面會一監督 の敵ニ彼ヲ引渡さんト云ハニツケンハ刈十紹介せし めるためト同行す

後骨南並教師トクトロフスハ奉天より歸路天津を 過ルリ同兵ハ是迄二十年向奉天に住居セリ云ハ 依川ハ今敵回示を去リハ日中兵の進軍を恐ルリ 子邦も支那兵及ハ吉林備防兵の退軍するものありて 以て之を奉天府目下備防に於て支那兵の忠告にて 同兵の去リ除支那兵日ハ到来ハ或時ハ二萬の兵ありテ 其退則一萬乃至二萬五千之兵ハ西江ハ軍後を退 一其大多數ハ連發銃ヲ推テ支那士官兵ハ洋式の 操練ヲ施セリ(以下略)

(此軍兵の書信受り信ト云ハ其れ也中營ニ指示と 云ハ其れハ根拠あり(キリヤ一機を記ス)

第一軍の戦報

大本營指示第一二九三十九号

十二月十五日午後三時十分 友軍知悉

十二月十五日午後四時十分 友軍知悉

立尺枝隊八目下草河口より連山関附近の
敵を攻撃す

十二日鳳凰城より出せし復讐中隊八寶馬集
道に於て復讐す敵兵二連退却し漸次退却す

敵八連徒南進し其一面山に停止す
鳳凰城枝隊八令十三日拂曉より城を圍攻せし

敵八連の千餘より其正面約六千ソートルと其寶
馬集道に護陽道門道より迫るべき依て我

枝隊八令控制防禦を以て明日より敵の九連を
攻撃すとの公告

十五師長八令十三日湯山城の一大隊を鳳凰城
に前進せしめ而して九連城より一大隊を湯山
城に前進せしめし

十三日

第一軍司令官

江原道東徒

友軍知悉

大本營指示第一二九三十九号

十二月十五日 廣島發

里根子平昌隊より退却せし石太大尉の十二月二日
平昌より發せし報告は十二月八日之を受領す其平昌の
大のり

一日平昌を集合せし約三千人の東号費を攻撃す其東徒
の勢を以て抵抗激烈ニ時間より漸次退却の色を現

し午後一時全く平昌を占領す其徒の大部分八連善
方向に退却せし其徒の死傷捕虜八即我七十名及傷

未詳捕虜十名我兵死傷未詳其八連附近に捕
虜川降し明日八連善及軍旗に向ふべし

右報告也

二十日

京城守備隊長 馬屋原少佐

第一軍の戦報

大本營指示第一二九三十九号

十二月十五日午後三時十分 友軍知悉

十二月十五日午後四時十分 友軍知悉

十二月十五日午後三時十分 友軍知悉

友軍大佐の鳳凰城枝隊八令十四日午前一時

三十分より攻撃す始敵を撃退して長嶺子

迄追撃せし捕虜の言に依り八款に依將軍
 部
 隊の約四十人より其重なるもの賽馬集街
 道を退却せし我將校負傷三名下士^{以下}卒死
 傷七十名捕虜四人分捕大砲四門敵の死者
 其他の分捕品取調中なる報告あり
 立見枝隊と對する敵は依るる地枝隊より
 今十四日枝隊を一面山附近に立す敵の
 背後より向へるもの其模様を報へる未
 報告あり
 才三師團の模様ハ電信不通の爲に報告を
 得ず

十四日午後十一時五十分

才一軍司令官

陸軍部

彼我死傷

大本營揭示才二百三十一号
 十二月十五日午後十時発

昨朝鳳凰城附近の敵を撃つに爲り
 我兵の負傷入院せしもの五十三名内將校
 三名下士五名兵士十四名外に敵二名
 又外に輕傷して入院せしもの十名戦死
 者十二名合計七十四名に
 敵の死傷は約百五十餘

安東知事
 石坂才一軍医部長

才一軍諸方面の戦况

大本營揭示才二百三十三号
 十二月十五日午後十時發 安東知事
 連山関及草河口地方向ハ異状あり

友安枝隊ハ敵ヲ追撃シ三家子附近ニ
至リ十四日早河口ヲ以テ草河坪方向ニ
賽馬集道トシ敵ノ敗兵ヲ撃テ苦戦
共未ク報告を得也

前日十日道河子附近ニ於テ豊三輝乃
子ナル三將ノ歩兵三千騎兵四百破八門ノ小戦
闘の後同西北ノ高地ヲ占領シ敵ノ大部分ハ柵
木城ニ向テ退却セリ
然レモ柵樹溝白草凹溝附近ニ尚敵ノ歩
兵約四千五百破六門あり故ニ明朝主力ヲ以テ
右側ニ攻撃ヲ集動スルニ苦シ

此水河

孤山間電信不通ノ箇亦あり

且日本各方面ニ敵兵増加シ今回決心シ我々
向テ攻撃セシメ如ク至ルモ鳳凰城方面
敵ハ各個ニ之ヲ撃退スルヲ得ルモ水安心河

野津中將

友安枝隊ノ戦闘詳報

大布告掲示ニ百三十四号
十六日午六時半安東細谷

友安大佐ハ撃破シテ敵ノ重砲ヲ奪ハ賽馬
集道ト同街道西北ノ山脈ニ其一部ハ吉林街
道ニ賽馬集街道ノ中間ニ又我攻撃ヲ前
子駿河ヲ渡リテ敵ノ騎兵五十ノ歩兵一百
計ハ紅家堡子ノ東北方ニ襲ハル十四日夜

四令五烈を以て道徳せり

捕虜の言に於ては行敵の一部は草河橋の西方

千五の言に如

我我我兵卒十二名負傷ハ岡部淺田の二中尉

莊司少尉下士七名兵卒五十三名之

分捕ルルツ知破二門野砲二門小銃八十五挺旗

七旗刃十二振捕虜十六名之

敵の死者ハ發見セシム百三十九名其他馬

雜品若干敵の兵若ハ山間の戦ふ故發見

セシムもの多からん敵ハ依將軍の率守り黑

龍江獲九營と馬隊之と云

野津中將

韓廷内閣更迭

三月十七日
京城發

朝鮮政府大改革唯今左の親任式

あり

總理大臣

金宏集

内務大臣

朴泳孝

外務大臣

金允植

度支大臣

魚允中

工務大臣

申箕善

農商務大臣

嚴世永

學務大臣

朴定陽

法務大臣

徐光範

軍務大臣

趙義淵

又帳辨ハ左ノ如シ

内務 帳辨

李光夏

外務

李完用

度支

安駟堂

工務

金嘉鎮

農商務

李載潤

學務

高永喜

法務

十ヨウハク

軍務

權在衡

警務使

尹雄烈

書記官長

俞吉濬

柵木城在後

中三師團の戦報

大本營揭示第百三十五号

三月十七日度支奉

中三師團ハ十二日苦戦多ク柵木城の敵を撃退セリ大迫技隊も亦縊家堡子附近に於テ敵を撃退シ柵木城に於テ相合せテ敵の

東大

大部ハ海城方向其一部ハ營口方向に

退却シ中三師團ハ翌日海城に向テ前進

シテ其の報あり

十二二兩日の戦に於テ我員傷七名敵の死

傷百餘名其他分捕品も沢山あり右報告

す

十一月十七日 山林第一軍司令官

東後征勅

大本營揭示第百三十七号

三月十七日 仁川 元

軍路調査隊の一行は護衛として派遣せし奉原少尉が十隊ハ一日洛東を奈一軍城に向テ退る途次六日青青山に達シテ附近に若干の暴徒あり之を撃退ス八日文義を奈一徳州に送リ十日同地奈の筆

記復告子松村ハ八日の夜半文義の方向を数方の賊
漢州に向て進来りしを報じ接し應戦の準備をす十九日
午前念恩彼の前進を少漢州附近の要地を守り之を撃
破る賊の死者二十余り傷者数人死傷あり又大砲
二門大砲銃子拵其代彈草槍等を令捕せ賊ハ南方
に向て退却せりと記復告子松村ハ中路より南を往
及東部下ハ公州の方向に進み西路の隊と合し之を
如

伊東兵六站官

大布告掲示亦二百三十六号

十七日午後七時十五分 仁川発

仁川より應援として弘進の中隊ハ漢州より海峯
方面へ進出せし賊の再舉を計るを知り去る五枝隊
を進め賊数百を捕(五百余を討死せし)賊隊ハ九日
漢州より還り暫地城に留立せし附近の急所を應せしむ
中隊ハ十日漢州を發し海峯瑞山を徑て泰安より諷地
方の義勇兵を使用し賊を半馬に推込め數百を捕へ
三十余を討死し首魁ハ悉く縛り執り或ハ斃る故に後未
此方面の賊ハ再び起る憂ふべし

徳+感也

右十四日徳山祭山村中隊長祭の報告只今達せし

仁川 伊東兵六站官

大布告掲示亦二百三十八号

十七日午後二時五分 漢陰洞発

黄海地方東洋子党鎮壓を為し弘進せる各部隊ハ平壤
より弘進せる一軍の守備隊と連絡をとり載運平安山
信川海州附近を搜索せし賊ハ既して潰散し異状なきを
以て既にも兵站地より引揚し又龍山より弘進せる一隊ハ
去十日康翎縣附近に集合せる賊を撃退し目下開城より
りて賊情復察中

福原兵六站官

捕虜押送

大布告掲示亦二百三十九号

十七日午前十一時 漢陰洞発

旅順口及金州の捕虜降後人等二百三名を便
船次で押送し依りて地佐豫報を

柳樹化 古川兵三軍兵六站官

山縣大將 勅諭 十二月廿二日 時事新報

去丁未の山縣大將を 所前へ召させられ其の勅諭を好
りし

供御子卿軍中より疾に罹るを以て
や軫念不堪し使て遣して慰問せしめ
款しく詔傳を駐之と欲し帰朝を命じ
今面う疾の平愈を赴くを以て疾太く憚ら
因て現職を解き、特ニ帷幄に列せしむ師
共れ加餐して後、謨猷を習其賛せよ

十二月十六日於廣島

補監軍

陸軍大將後二位
兼一等伯爵 山縣有朋

免本官

樞密院
議長 西 人

同月二十日同上
昨日の通り、詔初ちり

朕監軍議定官陸軍大將後二位兼一
等伯爵山縣有朋ヲ待ツ特ニ大臣ノ禮ヲ

皇太后

以テシ茲ニ元勳優待ノ意ヲ昭ニス

大將ハ十二月十六日午後四時五十分、横濱丸にて宇品子
女名「林鏡子」陸下り所、應問の申使を遣はれ、賜
物あり、翌十七日大正宮上り、天候多雨、我武を奏上せり
と云

東征征勅

大正宮掲示第二百四十号

十九日午後六時十分仁川發

東征軍討伐隊の應援として先仁川より公州へ
進軍の中隊ハ一十隊を暫く河地へ留め、今日
仁川より進軍し去る十日公州發、堀尾大尉の筆記報告
に拠り、中隊ハ去る五六の兩日利仁附近の賊を討
賊ハ魯城へ向て退却し、又珍山錦山より清州
子向へ進軍し、賊ヲ討し去る九日一隊隊を文義へ向て
派遣せり、別隊ヲ掘川へ遣り、八日懐徳より清州へ
向ふことあり、如く一昨日電報せし軍路調査隊復情
の小隊より去る九日清州附近に於て撃破し、賊
去り、去る十日電報せし三隊より、余令八十四日
恩津新に於て傳達せり、浴東より報告あり、是より
去る八日八日下我軍隊ハ多分全州附近に在り、
かく察せり

伊東兵站監

海城占領

第三師團ハ今冬ノ海城ノ敵ヲ攻撃シ午前十
一時ニ至リテ我軍全ク海城ヲ占領セリ敵ハキョバク
山及城ノ南端ヲ松リテ頓ル信棠ノ力ヲ盡セリモ
我猛烈ナル攻撃ニ敵ハシテ人々暫時ナシ退
却セリ敵ノ兵數ハ約一千五百人ナリテ大砲約四
門ノ有セリ敵ハ二道ヲ遼陽ニ向テ退却
セリ遼陽ノ守兵ハ約四五千入ありヤ我兵
六死傷あり敵ノ死傷ハ未ク詳ナラズ

十二月十九日 夜鳴発
豫定ノ通り第三師團ハ去月十三日拂曉ニ海城ヲ
攻撃シ同十四日占領シ了れり今冬ノ事實ニシテ
い如ク人々謂ハ居ルモ今猶大本營ニハ揭示ス
十二月二十日 時事新報

紫衣

十二月第三師團ハ折本城ヲ攻撃シ其城ヲ占領
シ其城隊モ濫家堡子ヲ攻撃シ敵ヲ退口海城
ニ追テ第三師團ニ合テ而シテ翌日共ニ海城
ノ敵ヲ攻撃スル事ナリ

我軍傷七名敵ノ死傷約一百名ヲ捕品山ノ如
ク今第一軍司令官ガ山和大将ニ報告アリ
十七日 廣島報 毎日紙少

大本營揭示ヲ外

昨廿一日午前十一時第三師團ハ海城ヲ占領シ
八ヶ陸軍首ノ左ノ電報發達シ

十二月二十日午後八時十分 安東報發
第一軍司令官ガ左ノ報告アリ

十五日海城發 軍參謀ノ報告ニ於テ八圍甸
蓋平地方ノ敵兵ハ營口牛莊方向ニ運動
セリ

海城占領後營口ニ至リ米國領事ハシニツ
氏ニ書簡ヲ送リ同地ニ敵兵ありテ行ハス妨

ハ使者ハ早く帰れり云

累侍従或は臣陸軍歩兵中佐中村覺氏を遣山縣
大将を召還せらる一昨九の勅語あり云

詔勅

朕卿を又さう久し今又卿の病を推して伺き
軫念に堪へず朕は更に款軍全般の情状を親
しく卿に聴く之を欲す卿宜しく速に帰朝
して之を奏せよ

